

摂津市下水道事業経営戦略



令和元（2019）年7月
摂津市上下水道部

目 次

1. 摂津市下水道事業経営戦略について	1
1-1. 計画策定の目的	1
1-2. 計画の位置づけ	2
1-3. 計画期間	2
1-4. 戦略の事後検証、更新	3
1-4-1. 事後検証について	3
1-4-2. 更新について	3
2. 下水道事業経営戦略	4
2-1. 下水道事業の現状と課題	4
2-1-1. 水需要の状況	4
2-1-2. 下水道施設・管路の状況	6
2-1-3. 経営の状況	13
2-1-4. 経営指標の分析	23
2-2. 基本方針	30
2-2-1. 施設総量の最適化	31
2-2-2. ライフサイクルコストの最適化（投資の平準化）	31
2-2-3. 民間の資金・ノウハウなどの活用	31
2-2-4. 適切な財源の確保	31
2-3. 投資・財政計画	32
2-3-1. 投資・財政計画の考え方	32
2-3-2. 中長期的な見通し	33
2-3-3. 今後 10 年間の計画	35
3. 全体のまとめ	46
4. 附属資料（経営戦略様式）	47
5. 資料編（用語集）	50

年号は、原則、和暦で記載し、括弧書きで西暦を併記しています。
なお、2019年5月1日から元号「令和」が施行されていますが、過去から将来にかけての経過をわかりやすくするため、今回の下水道事業経営戦略では「平成」で表記しています。

1. 摂津市下水道事業経営戦略について

1-1. 計画策定の目的

下水道事業においては、昭和後期から平成初期にかけて集中的に整備してきた結果、市内の大分部の整備が完了した状況ですが、取得した資産の老朽化や雨水整備[※]など新たな投資も必要となっています。一方、節水型水使用機器の普及などに伴い、下水道使用料収入が伸び悩むなど、経営環境は厳しさを増しています。

下水道は、住民の日常生活に欠くことのできないものであり、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略[※]」の策定が総務省より要請されているところです。

摂津市（以下「本市」という）は、昭和 40（1965）年度からの事業開始以降、安威川以北地域（一部除く）を合流式下水道、安威川以南地域を分流式下水道にて整備を行っています。事業開始以降、着実な整備を行い、平成 29（2017）年度末において合流式下水道が約 107 km、分流式下水道の污水管が約 158 km、雨水管が約 79 kmとなり、管渠延長合計は約 344 kmとなっています。

その結果、行政区域内人口[※]における処理区域内人口[※]の割合を示す下水道人口普及率[※]も増加しており、下水道人口普及率は 99.1%となり、処理区域内人口における水洗便所設置済人口[※]の割合を示す水洗化率[※]も 95.6%となっています。

下水道事業は、平成 29 年度より会計方式を公営企業会計[※]に移行し、経営の見える化に努めています。今後は、本市においても管路施設[※]などの老朽化が進み、大規模更新に対する準備が必要となっています。このような状況の中、計画的な改築更新[※]を行うための必要な財源の確保など、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に向けた取組を推進していく必要があります。

本計画は、投資の見通しを踏まえた計画と、財源の見通しを試算した計画を均衡させた投資・財政計画（収支計画）を策定し、上位計画である下水道ビジョンに掲げる将来像「公共下水道[※]により快適な生活ができるまちにします！」を実現するため、「摂津市下水道事業経営戦略」〔計画期間：平成 31（2019 年度～平成 40（2028）年度）を策定するものです。

1-2. 計画の位置づけ

経営戦略は、「第4次摂津市総合計画」や、先行して策定している各種計画との整合を図りながら、下水道事業の長期構想にあたる「摂津市下水道ビジョン」に掲げる実現化方策を着実に推進するために策定するものです。下水道事業が、将来にわたって安定的にサービスの提供を継続できるように、中長期的な視野のもとで、投資計画と財政計画を均衡させた経営の基本計画となります。(図 1-1 参照)。

また、3～5年ごとに経営戦略の見直しを行うことで、「摂津市下水道ビジョン」で定めた実現化方策の達成度を確認します。



図 1-1 計画の位置づけ

1-3. 計画期間

平成 31 (2019) 年度から平成 40 (2028) 年度までの 10 年間

総務省が示す「経営戦略ガイドライン」における「事業の特性、個々の団体、事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況などを踏まえて、10 年以上の合理的な期間を設定することが必要」との考え方にに基づき、長期的な視点も考慮した中での 10 年間を本計画の計画期間とします。

1-4. 戦略の事後検証、更新

1-4-1. 事後検証について

進捗管理を各年度終了後に実施します。

1-4-2. 更新について

進捗管理結果をもとに、状況の変化に応じて3～5年ごとに見直し（ローリング）を行います（図 1-2 参照）。

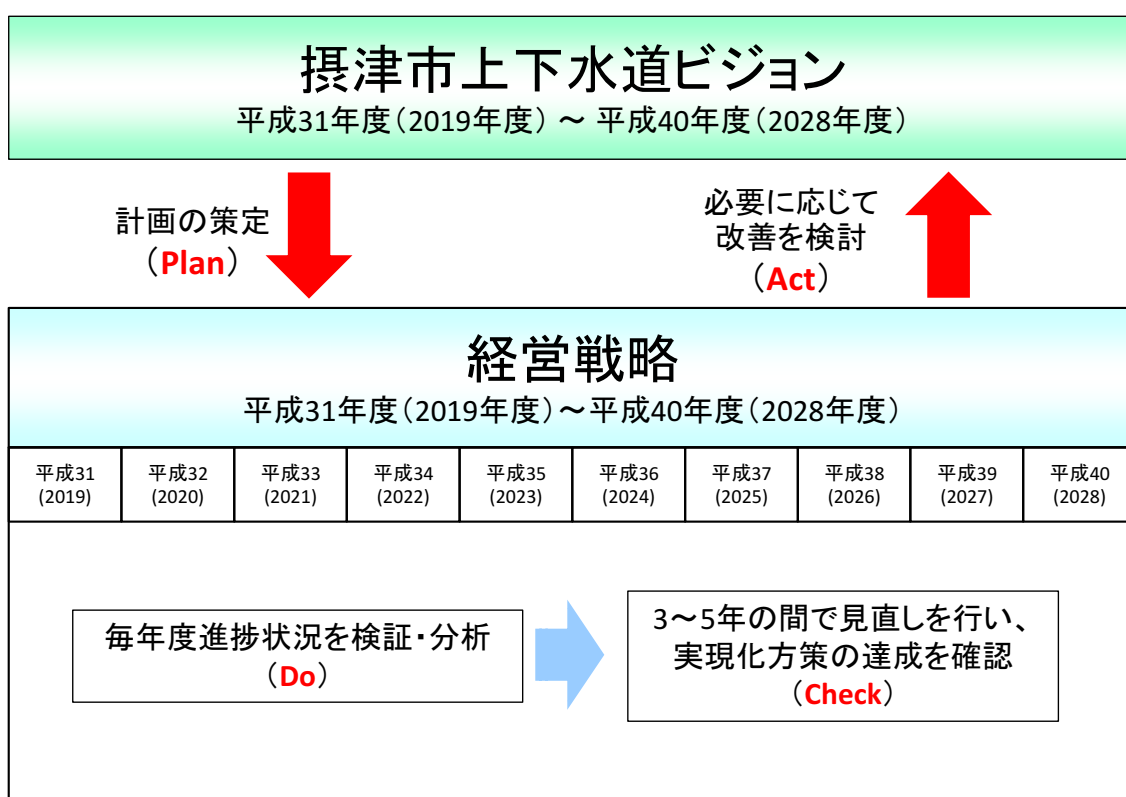


図 1-2 進捗管理方法について

2. 下水道事業経営戦略

2-1. 下水道事業の現状と課題

2-1-1. 水需要の状況

(1) 処理区域内人口・下水道人口普及率の状況

本市の下水道事業は、昭和40（1965）年度からの事業開始以降、着実な整備を進め、平成29（2017）年度末の下水道人口普及率は99.1%に達し、汚水整備^{*}は概成^{*}しています。一方、本市の行政区域内人口は、平成25～26（2013～2014）年度に摂津市駅周辺の開発などで増加しているものの、その後は横ばい傾向にあります。処理区域内人口は、汚水整備が概成していることから、今後大幅な増加が見込めない状況です（図2-1参照）。



図 2-1 行政区域内人口・処理区域内人口・下水道人口普及率の推移

(2) 汚水処理水量・有収水量の状況

下水道使用料^{*}の徴収の対象となる汚水^{*}などの水量を表す有収水量^{*}は、節水型水使用機器の普及などによって減少傾向を示しています。また、汚水処理水量に対して有収水量の割合を示す有収率は、本市の一部が合流区域^{*}となっており、汚水処理水量に雨水の一部が含まれるため、低い数値となっています（図2-2参照）。

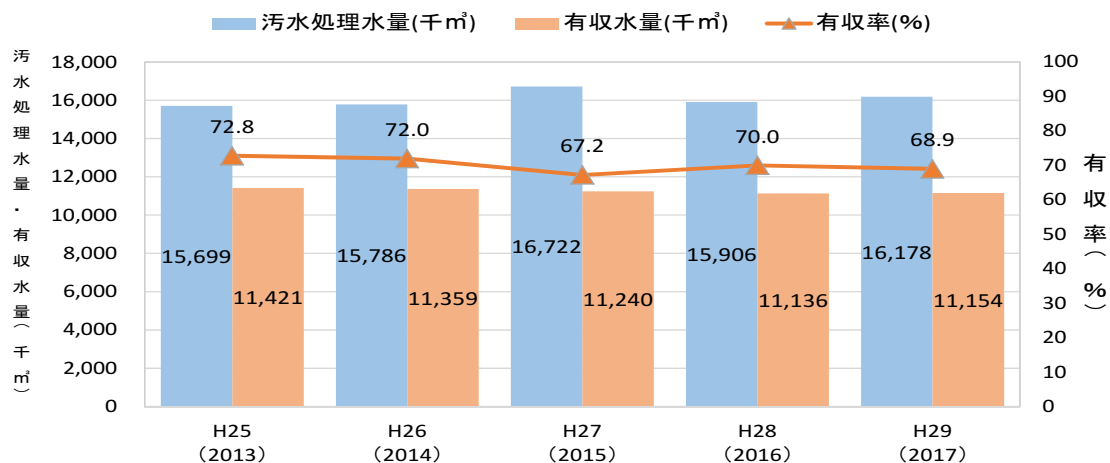


図 2-2 汚水処理水量・有収水量・有収率の推移

(3) 今後の見通し（水需要予測）

今後の行政区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口（平成 30（2018）年度公表値）を住民基本台帳ベースに補正したものに開発人口を加算して予測した結果、平成 33（2021）年度から著しく減少し続ける見通しです。

また、年間有収水量は、下水道ビジョンに掲げる施策において平成 40（2028）年度に下水道人口普及率 100%を達成したとしても、水需要の大半を占める生活用水の減少（人口減少や 1 人当たり原単位の減少による）により、今後も減少し続ける見通しです（図 2-3 参照）。

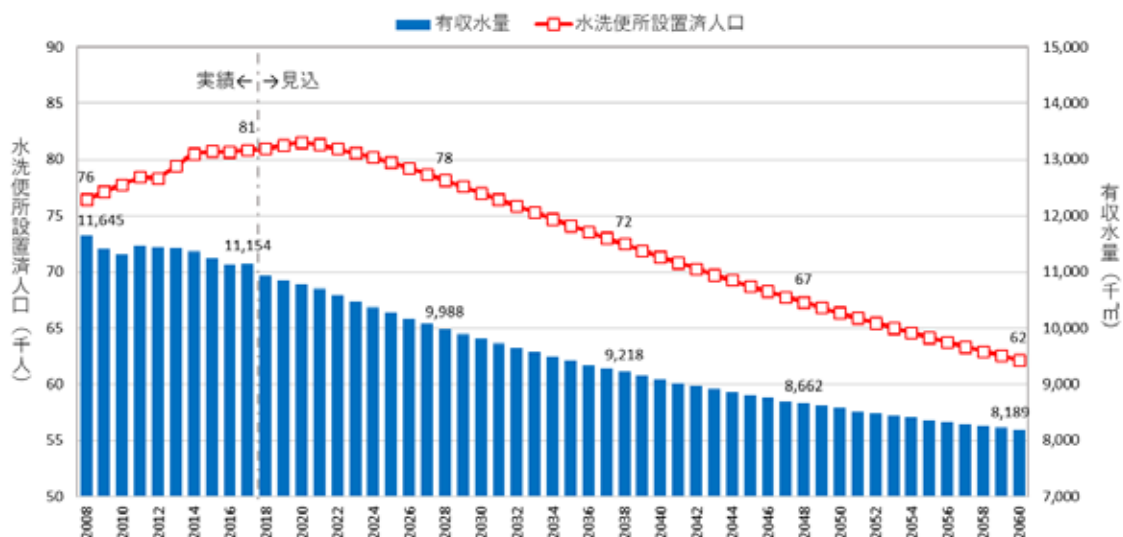


図 2-3 今後の水需要見通し（水需要予測）

2-1-2. 下水道施設・管路の状況

(1) 下水道施設の概要

本市の下水道は、昭和 40（1965）年度に都市下水路事業として事業を開始し、昭和 46（1971）年度に安威川流域関連公共下水道事業※に変更しました。そのため、市管理の下水処理場※はなく、本市で排出された汚水は、大阪府の管理する安威川流域下水道の中央水みらいセンターで処理され、安威川へ放流しています（図 2-4、図 2-5 参照）。

表 2.1 下水道計画区域の面積と人口

流域幹線 集水区域	排水区名 処理分区名	区域	面積 (ha)		人口 (人)
			事業計画※	全体計画※	
千里	千里	市街化	42.59	42.59	4,904
	千里丘東	市街化	56.30	56.30	6,254
	三島	市街化	72.12	72.12	7,091
	東正雀	市街化	49.29	49.29	6,012
	小計		220.30	220.30	24,261
山田	味舌第一	市街化	102.05	102.05	5,405
	味舌第二	市街化	27.70	27.70	3,951
	小計		129.75	129.75	9,356
岸部	鶴野第一	市街化	76.00	76.00	4,463
茨木吹田	鶴野第二	市街化	6.30	6.30	961
茨木摂津	茨木摂津	市街化	608.36	611.06	33,680
摂津高槻	摂津高槻	市街化	176.04	176.04	6,102
		調整	14.47	40.00	200
		小計	190.51	216.04	6,302
千里山田	味舌第三	市街化	1.55	1.55	77
合計		市街化	1,218.30	1,221.00	78,900
		調整	14.47	40.00	200
		計	1,232.77	1,261.00	79,100

※計画人口は、全体計画＝事業計画とする。

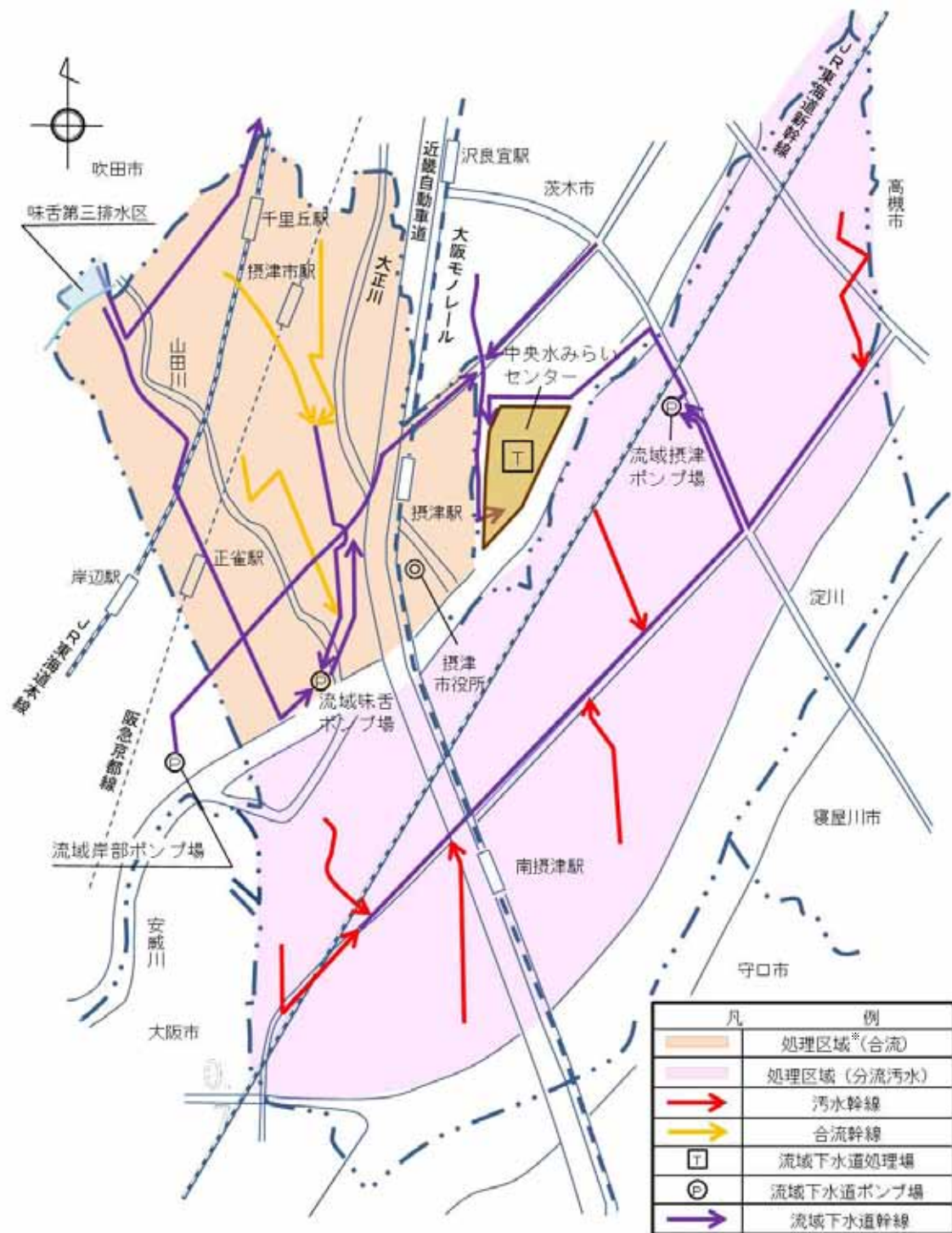


図 2-4 合流、汚水区域 概要図

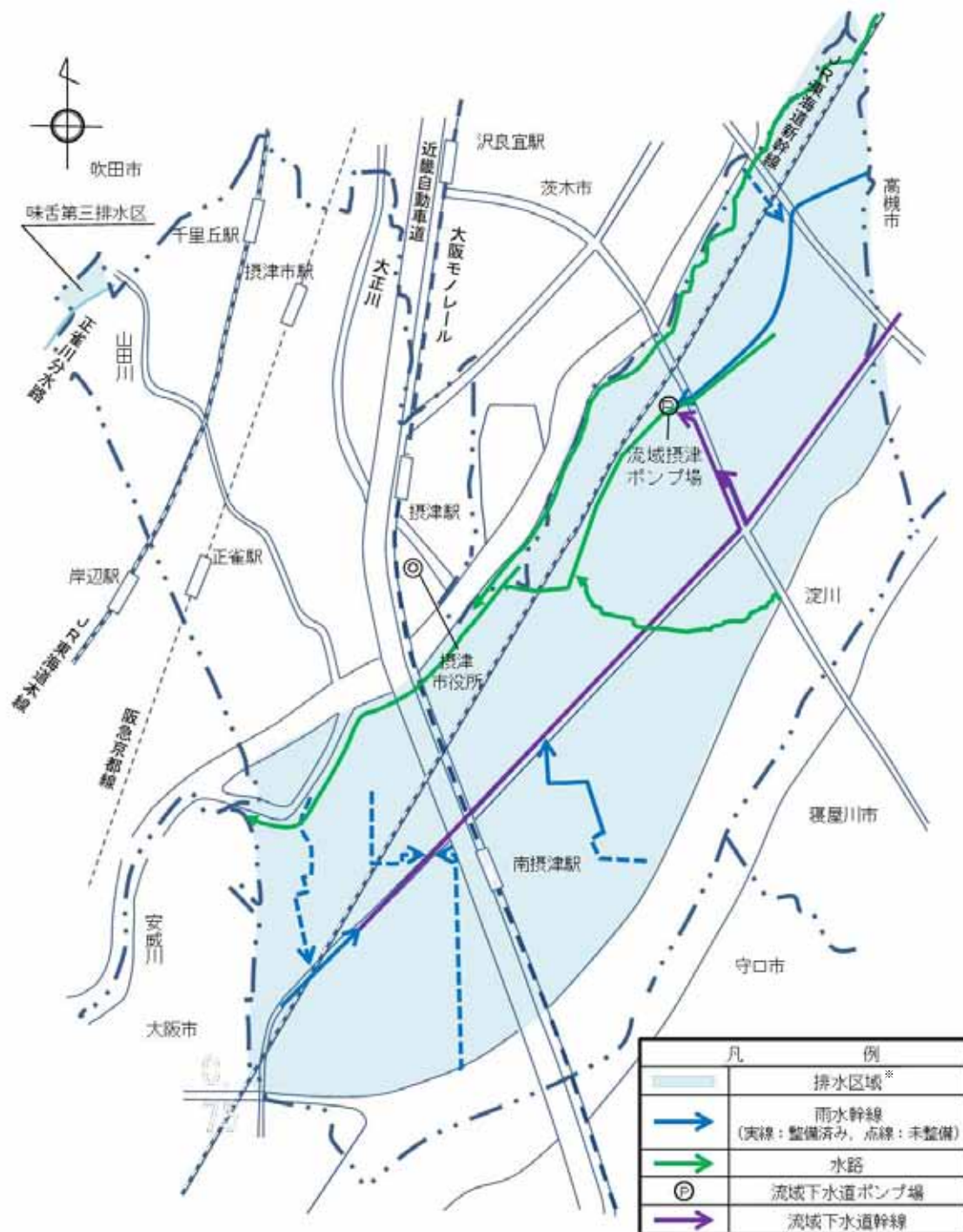


図 2-5 雨水区域 概要図

(2) 管路の状況

本市は、昭和 40（1965）年度からの事業開始以降、安威川以北地域（一部除く）を合流式下水道、安威川以南地域を分流式下水道にて整備を行っています。

合流式下水道とは、汚水の流れる管と雨水の流れる管を一つの管で排除する方式であり、汚水整備と雨水整備を同時に行うことが可能で、効率的である半面、管の許容量を超える降雨時には、雨水に混じって汚水が河川に流出し、環境悪化を招くおそれがあります。

分流式下水道は、汚水の流れる管と雨水の流れる管が分かれており、汚水と雨水を別々に排除する方式であり、大雨時でも確実に汚水を排除することが可能となりますが、汚水管と雨水管の 2 本の管を整備する必要があるため、工事費用が合流式下水道と比べて割高となります。

本市では、事業開始当初、近隣市と同様に市全体を合流式下水道により整備を行う計画でしたが、整備の途中、国の方針転換があり、安威川以南地域を分流式下水道により整備を行う計画へと切り替えました。

事業開始以降、着実な整備を行った結果、平成 29（2017）年度末において合流式下水道が約 107 km、分流式下水道の汚水管が約 158 km、雨水管が約 79 km となり、管渠[※]延長合計は約 344 km となっています（図 2-6 参照）。

一方で、初期の頃に整備した管渠は、供用開始[※]よりかなりの年数が経過していることから、点検、調査を実施し、その状態を把握する必要があります。現在、供用開始後 30 年を経過した管渠約 60 km と破損による影響が大きい主要な管渠[※]を合わせた約 70 km を優先して管渠内の TV カメラ調査[※]を実施し、状態を把握、必要に応じて修繕[※]を実施しています（図 2-7 参照）。

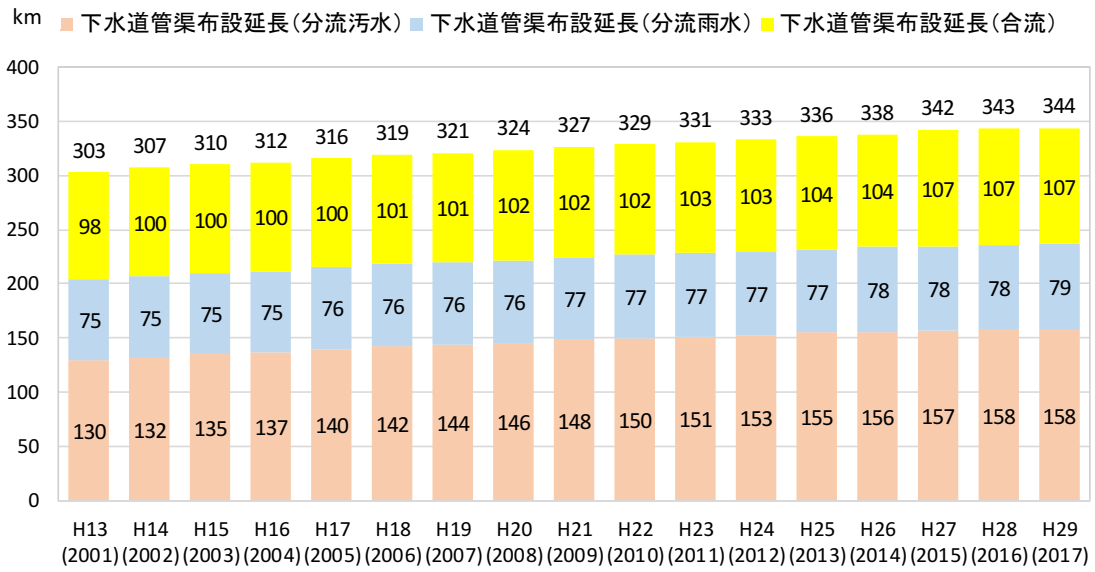


図 2-6 管渠整備延長（各年度における累計延長）

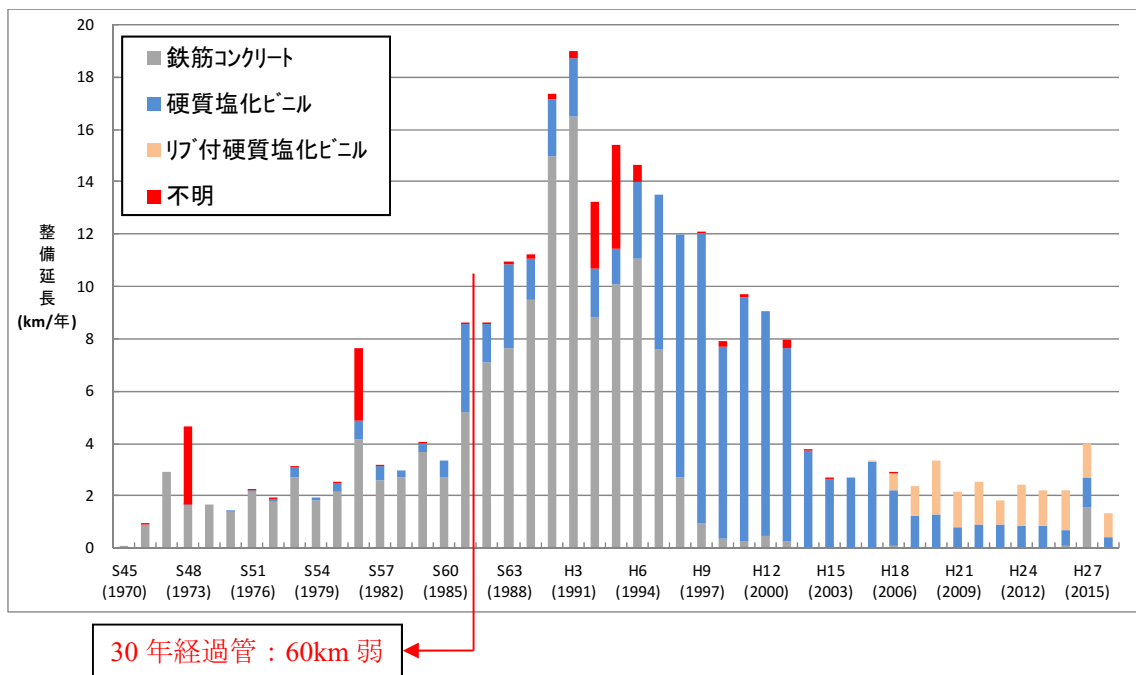


図 2-7 管種別管渠延長（平成 28（2016）年度末現在）

図 2-8 に示すグラフは、国土交通省が平成 27（2015）年 11 月に公表した「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015 年版-」に基づく健全度予測で、本市の全管渠（鉄筋コンクリート管）に対する健全な管渠の割合を、全国平均に基づいた劣化予測により、予測したものです。グラフの縦軸が緊急度*の割合、横軸が年度を表し、管渠の劣化状況の度合いにより、緊急度Ⅰ～Ⅲに区分します。その中で緊急度Ⅰは、管渠が腐食、たるみ、破損、クラック、ずれ、浸入水*などにより重度の劣化、損傷している状況を指し、速やかな改築更新が必要なものです。

平成 29（2017）年度末時点で市内の管渠の約 30%が、何らかの対策が必要となる緊急度Ⅰ、Ⅱであるとの診断が出ています。

さらに、今後、過去に集中的に整備を行った管渠の老朽化が進み、対策を実施しなかった場合、緊急度Ⅰ、Ⅱの管渠の割合は、平成 46（2034）年度には現況の 30%から 50%に増加することが想定されます。

一般的に、下水道管は地面の深い場所に埋設されており、加えて本市の場合は、市域の地盤が軟弱なため、工法の選択肢が限定される場合が多く、工事費が増大しています。

事業開始の昭和 40（1965）年度から平成 29（2017）年度までに要した工事費は約 910 億円（図 2-9 参照）であり、これら全ての管渠の改築更新を行うための財源を確保することは困難です。

そのため、計画的に点検、調査を行い、効率的に改築更新を行うためにストックマネジメント計画*の策定が必要です。

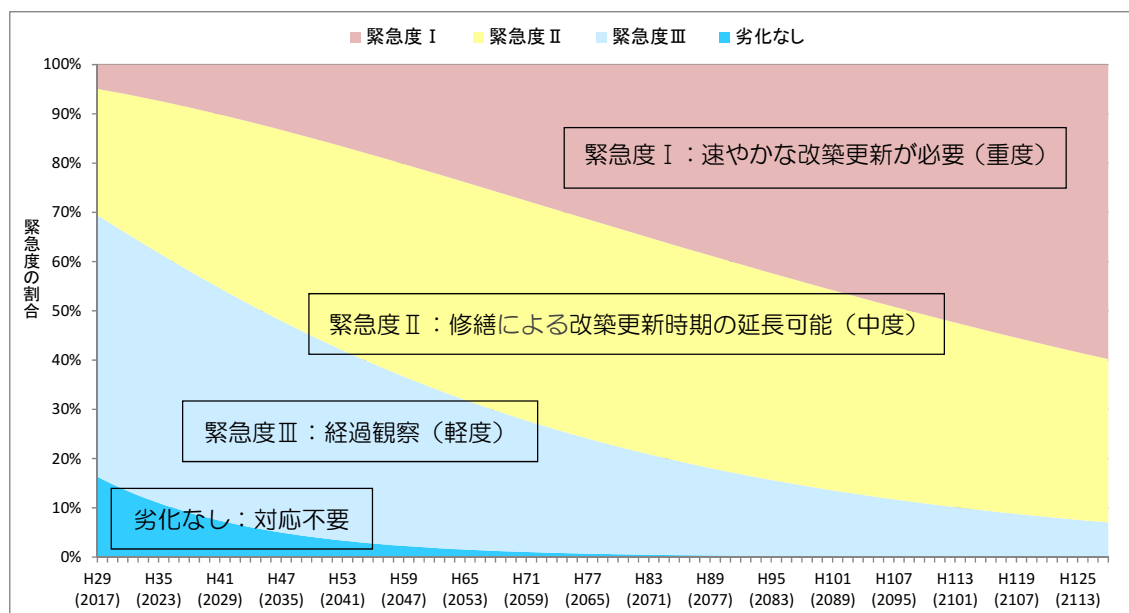


図 2-8 対策を実施しなかった場合の本市の管渠（鉄筋コンクリート管）の緊急度の推移

注) 全国の平均的な劣化進行状況より予測した結果

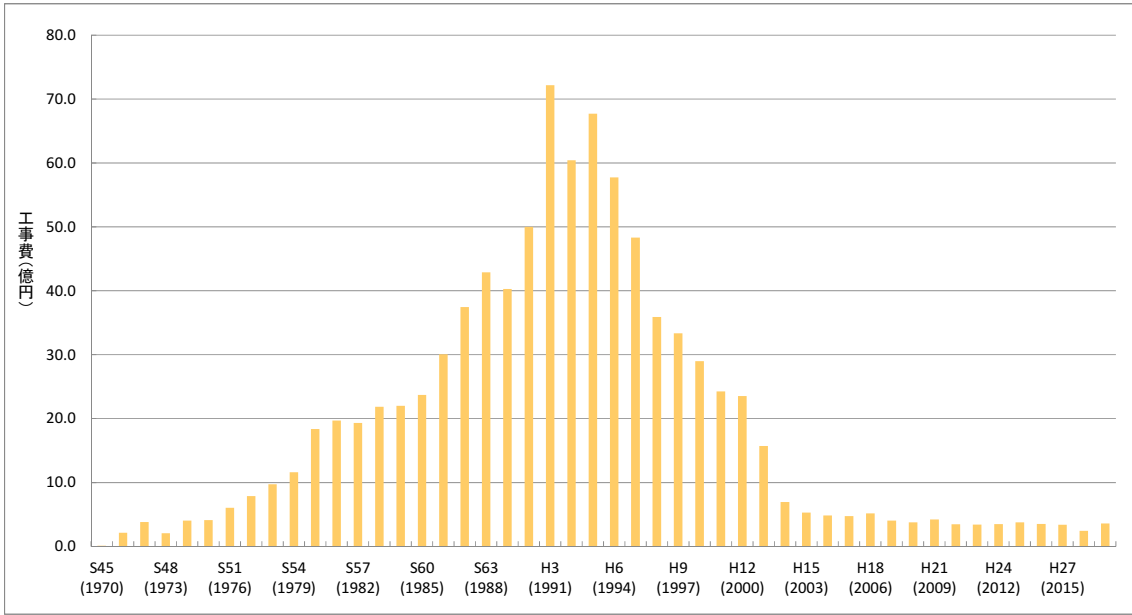


図 2-9 工事費の推移

2-1-3. 経営の状況

(1) 下水道使用料の状況

本市の下水道使用料は、基本料金と従量料金で構成しています（表 2.2 参照）。

料金改定は、平成 19（2007）年 10 月 1 日に 5.5% の値上げを行っており、それ以降は料金改定を行っていません。大阪府内の市町村における下水道使用料と比較すると図 2-10 に示すとおり、中ほどに位置しています。

表 2.2 下水道使用料体系（税抜金額）

区分	基本料金 (1か月当たり)	従量料金（1か月1m ³ につき）							
		7m ³ ㄱ	11m ³ ㄱ	21m ³ ㄱ	31m ³ ㄱ	51m ³ ㄱ	101m ³ ㄱ	501m ³ ㄱ	1,001m ³ 以上
		10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³	
一般用	570円	95円	114円	144円	166円	185円	205円	215円	260円
公衆浴場用		1m ³ ~1,000m ³		1,001m ³ ~2,000m ³			2,001m ³ 以上		
		26円		78円			130円		

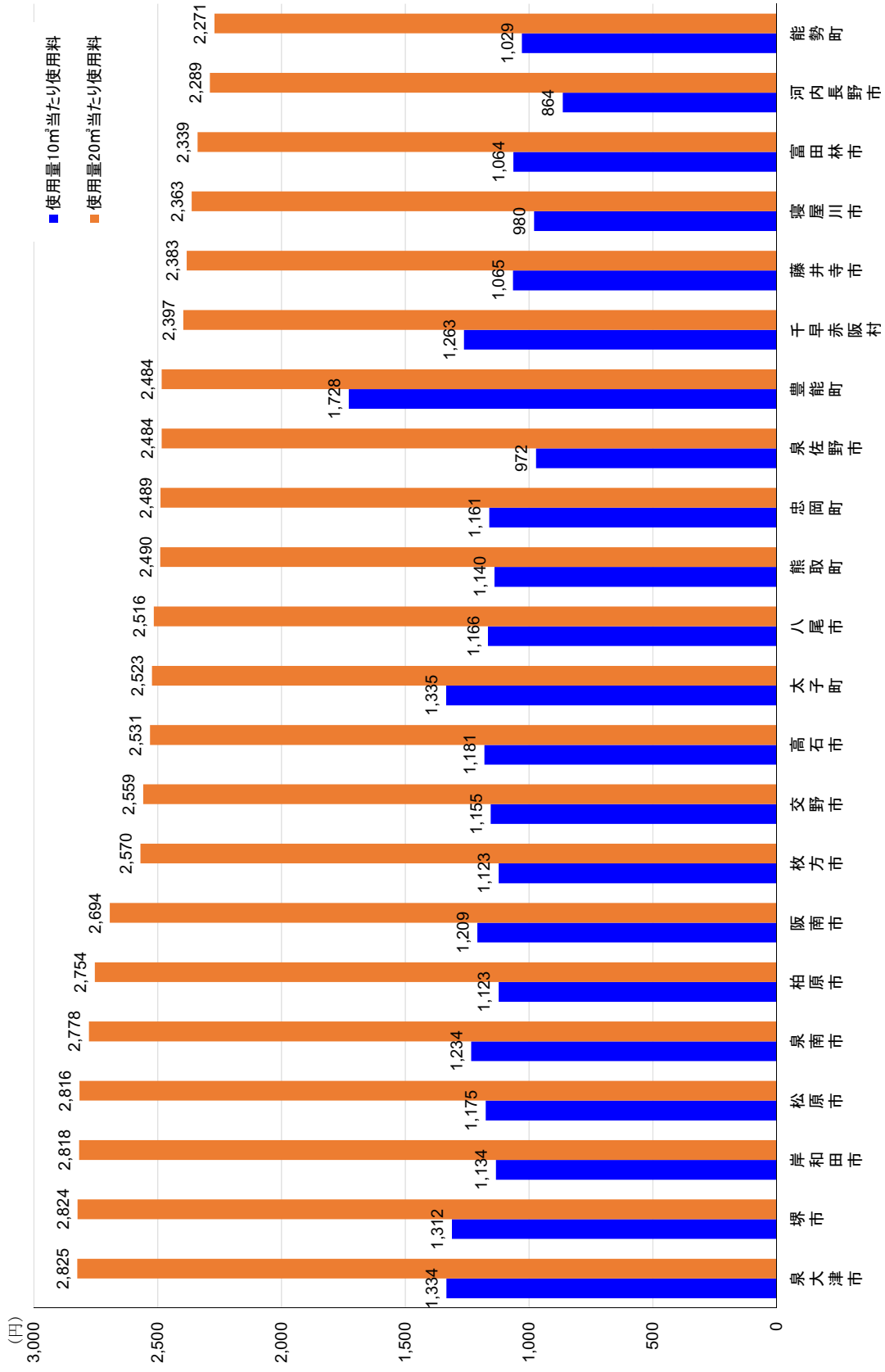


図 2-10 (1/2) 大阪府内市町村の下水道使用料の比較 (一般家庭用・1ヵ月)

注) 平成 30 (2018) 年 3 月 31 日時点の比較 (消費税等含む)

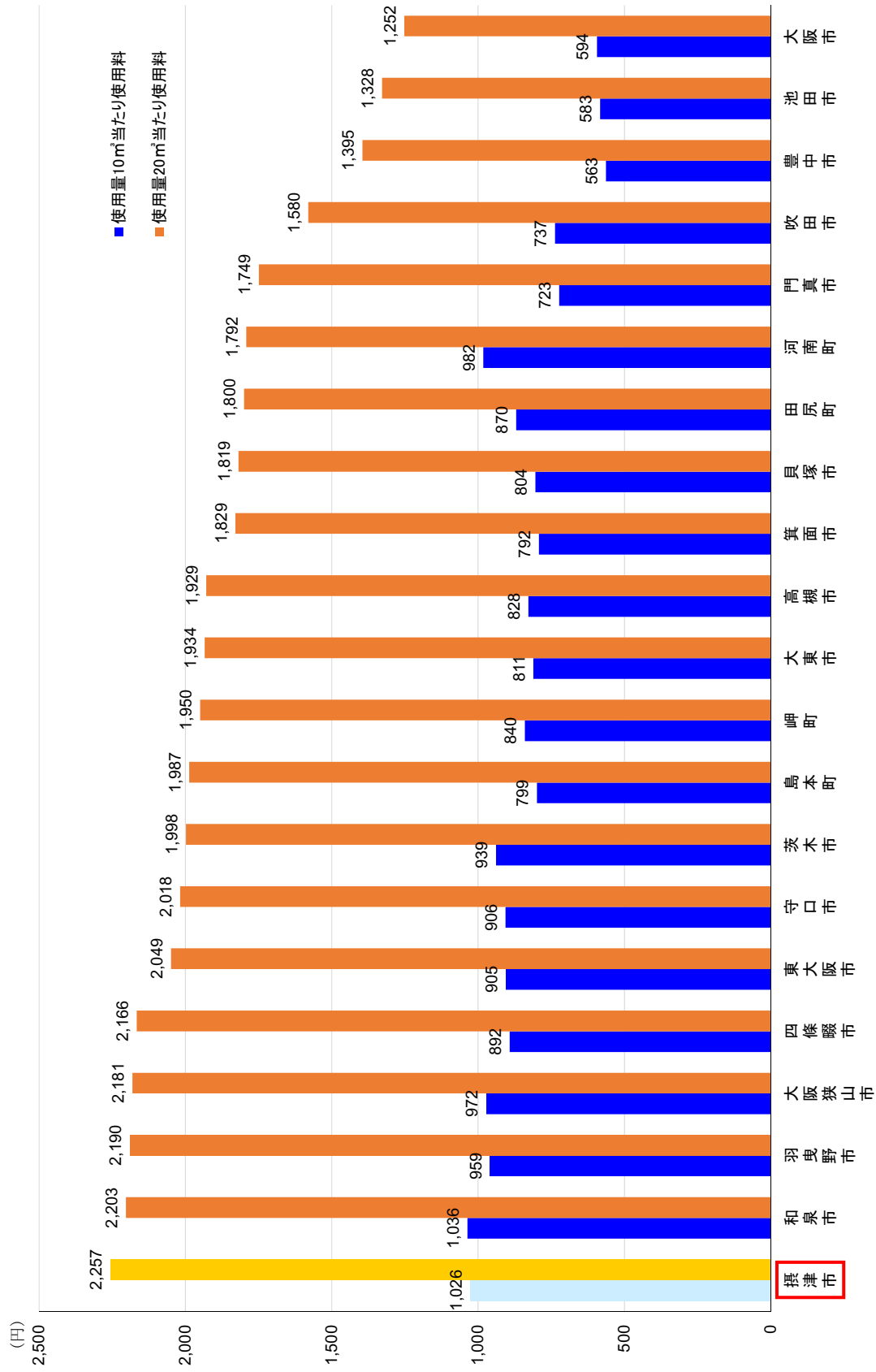


図 2-10 (2/2) 大阪府内市町村の下水道使用料の比較 (一般家庭用・1ヵ月)

注) 平成 30 (2018) 年 3 月 31 日時点の比較 (消費税等含む)

(2) 財政収支の状況

本市では、平成 29（2017）年 4 月に下水道事業に地方公営企業法を適用[※]し、経理方式を官庁会計[※]方式から損益や資産など経営状況が把握しやすい複式簿記[※]による企業会計方式へ移行しました。

企業会計方式に移行することにより、損益計算書[※]より収益、費用といったコスト情報が得られ、また貸借対照表[※]より、資産、負債といったストック情報が得られ、経営状況や財政状態を明らかにすることができます。

また、損益計算書、貸借対照表及びそれらより算出される経営分析指標[※]を活用することで、他事業体との比較・評価が容易となり、経営状況を確認することにより事業改善へと繋げることができます。

1) 収益的収支の状況

収益的収支[※]は、表 2.3 に示すとおりで、収益計が約 39 億円、費用計が約 37 億円となり、収益と費用の差引で算出される当年度純利益は、約 1.9 億円の黒字を確保することができました。

収益的収支の内訳は、収益では下水道事業の収益の根幹となる下水道使用料で約 46%を占めます。費用では、管路施設などの資産価値の減少を示す減価償却費[※]で約 57%、大阪府の流域下水道[※]の維持管理費用である流域下水道管理費[※]で約 17%、過去の下水道工事の財源として発行した企業債[※]の利息で約 20%を占めています。

表 2.3 平成 29 (2017) 年度収益的収支 (税抜金額)

(単位：千円)

営業収益①	2,710,959	71%
下水道使用料	1,756,303	46%
他会計負担金 (雨水処理)	920,238	24%
受託事業収益	33,564	1%
その他営業収益	854	0%
営業外収益②	1,140,949	29%
他会計負担金 (基準内繰入)	196,383	5%
長期前受金戻入 [※]	877,659	23%
建物物件収益	14,582	0%
雑収益	52,325	1%
収益計 (①+②)	3,851,908	100%
営業費用③	2,911,229	80%
管渠費	108,418	3%
受託事業費	33,564	1%
普及促進費	483	0%
業務費	35,929	1%
総係費	48,006	1%
流域下水道管理費	609,788	17%
減価償却費	2,075,041	57%
営業外費用④	740,021	20%
支払利息及び企業債取扱諸費	729,555	20%
雑支出	10,466	0%
特別損失⑤	12,622	0%
過年度損益修正損	1,288	0%
その他特別損失	11,334	0%
費用計 (③+④+⑤)	3,663,872	100%
当年度純利益 (収益計－費用計)	188,036	

2) 資本的収支の状況

資本的収支[※]は、表 2.4 に示すとおりで、収入計が約 31 億円、支出計が約 43 億円となり、約 12 億円の収支不足となっています。これは過去に集中的に下水道整備を行った際に、その財源として発行した企業債の償還[※]のピークが到来し、企業債の元金償還金の負担が重いからです。

企業債の償還に対しては、資本費平準化債[※]12 億円を新たに発行するなど、財源確保に努めているところですが、なお不足が発生しています。

資本的収支不足額に対しては、損益勘定留保資金[※]などの補填財源で賄うことになっていますが、補填財源で賄うことができない分については、一般会計より他会計補助金として、国が定めた基準以上の繰入[※]を行っている状態です。

資本的収支の内訳は、収入では企業債による収入で約 65%、一般会計からの繰入金で約 27%を占め、支出では、公共下水道工事などの建設改良費[※]は約 9%しかなく、企業債の償還が約 91%を占めています。

表 2.4 平成 29 (2017) 年度資本的収支 (税抜金額)

(単位：千円)

資本的収入①	3,055,988	100%
企業債	1,985,300	65%
負担金等	110,334	4%
国庫補助金 [※]	128,100	4%
他会計負担金 (基準内繰入)	464,025	15%
他会計補助金 (基準外繰入) [※]	367,356	12%
長期貸付金償還金	873	0%
資本的支出②	4,296,504	100%
建設改良費	375,955	9%
企業債償還金	3,920,549	91%
資本的収入①－資本的支出②	△1,240,516	

3) 企業債未償還残高（借入金）の状況

企業債未償還残高（借入金）は、昭和後期から平成初期にかけて集中的に整備を進めた結果、借入残高が急激に増加し、平成 11（1999）年度末には約 540 億円となりました。平成 12（2000）年度以降は、企業債発行額を元金償還金以内に抑制したことから減少傾向にあり、平成 29（2017）年度末残高は約 307 億円となっています。

一方、元金償還金は集中整備期間に発行した企業債の償還のピークが到来しており、平成 28（2016）年度には約 40 億円となっています。

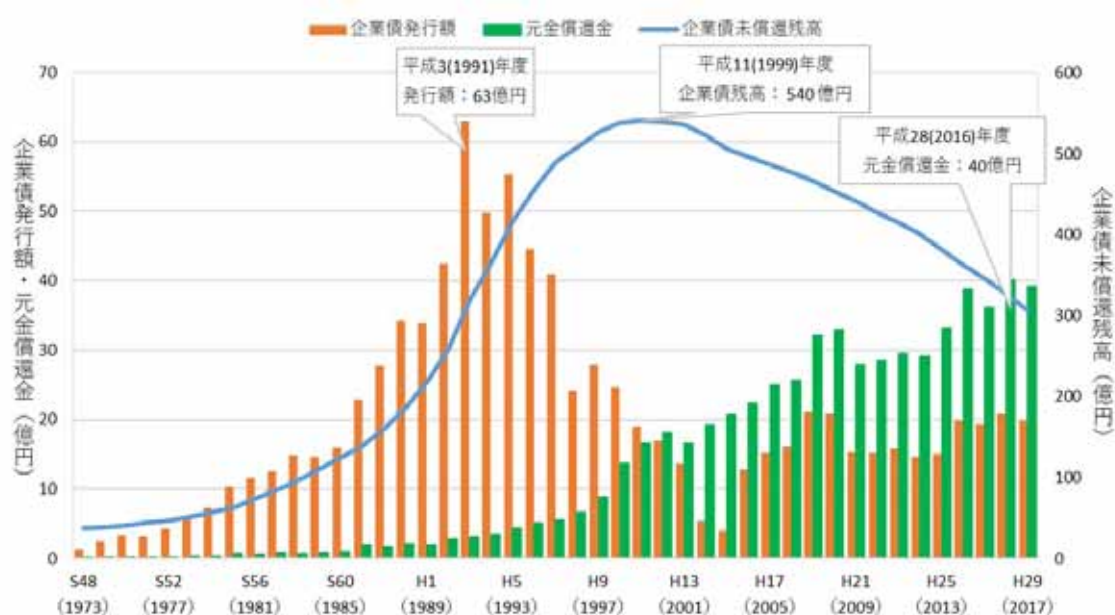


図 2-11 平成 29（2017）年度末現在の企業債推移

表 2.5 利率別での企業債未償還残高（平成 29（2017）年度末現在）

利率	未償還残高 (百万円)	割合
6%以上	733	2.4%
5.00～5.99%	1,851	6.0%
4.00～4.99%	3,120	10.2%
3.00～3.99%	1,659	5.4%
2.00～2.99%	6,631	21.6%
1.00～1.99%	7,910	25.7%
0.01～0.99%	8,813	28.7%
計	30,717	100.0%

4) 貸借対照表

貸借対照表は、表 2.6 に示すとおりで、資産の部では、全体の約 85%の 474 億円が管路施設などとなっています。一方で、現金・預金は約 1%の 6.8 億円しかなく、低い水準となっています。

負債の部では、企業債が全体の約 60%となり大部分を占めています。企業債の残高は約 307 億円となり、新規の企業債発行額を元金償還金の範囲内に抑制した結果、ピーク時の約 540 億円と比較すると、半分近くまで減少しました。

表 2.6 平成 29 (2017) 年度貸借対照表

(単位：千円)

資産の部			負債の部		
①固定資産	54,725,306	-	④固定負債	26,813,999	-
有形固定資産	47,428,364	85%	企業債	26,810,670	52%
無形固定資産	7,293,239	13%	引当金	3,329	0%
投資その他資産	3,703	0%	⑤流動負債	4,456,908	-
②流動資産	964,320	-	企業債	3,906,183	8%
現金・預金	684,865	1%	未払金	543,615	1%
未収金	279,455	1%	引当金	7,110	0%
③資産合計 (①+②)	55,689,626	100%	⑥繰延収益	19,857,815	-
			長期前受金	19,857,815	39%
			⑦負債合計 (④+⑤+⑥)	51,128,722	100%
			資本の部		
			⑧資本金	4,363,879	-
			資本金	4,363,879	96%
			⑨剰余金	197,025	-
			資本剰余金	8,989	0%
			利益剰余金	188,036	4%
			⑩資本合計 (⑧+⑨)	4,560,904	100%

(3) 組織の状況

現在の組織図は、図 2-12 に示すとおりで、2 課 2 係で構成されています（主な業務内容は表 2.7 参照）。

職員数については、機構改革による業務効率化や民間委託などの実施に伴い、年々削減してきました（図 2-13 参照）。今後は、職員数が減少する中でも、上下水道部統合によるスケールメリットをいかして、老朽化施設への対応や災害、事故などの危機管理への対応ができるように、人事交流を通じて、上下水道双方に精通する職員の育成が必要となります。

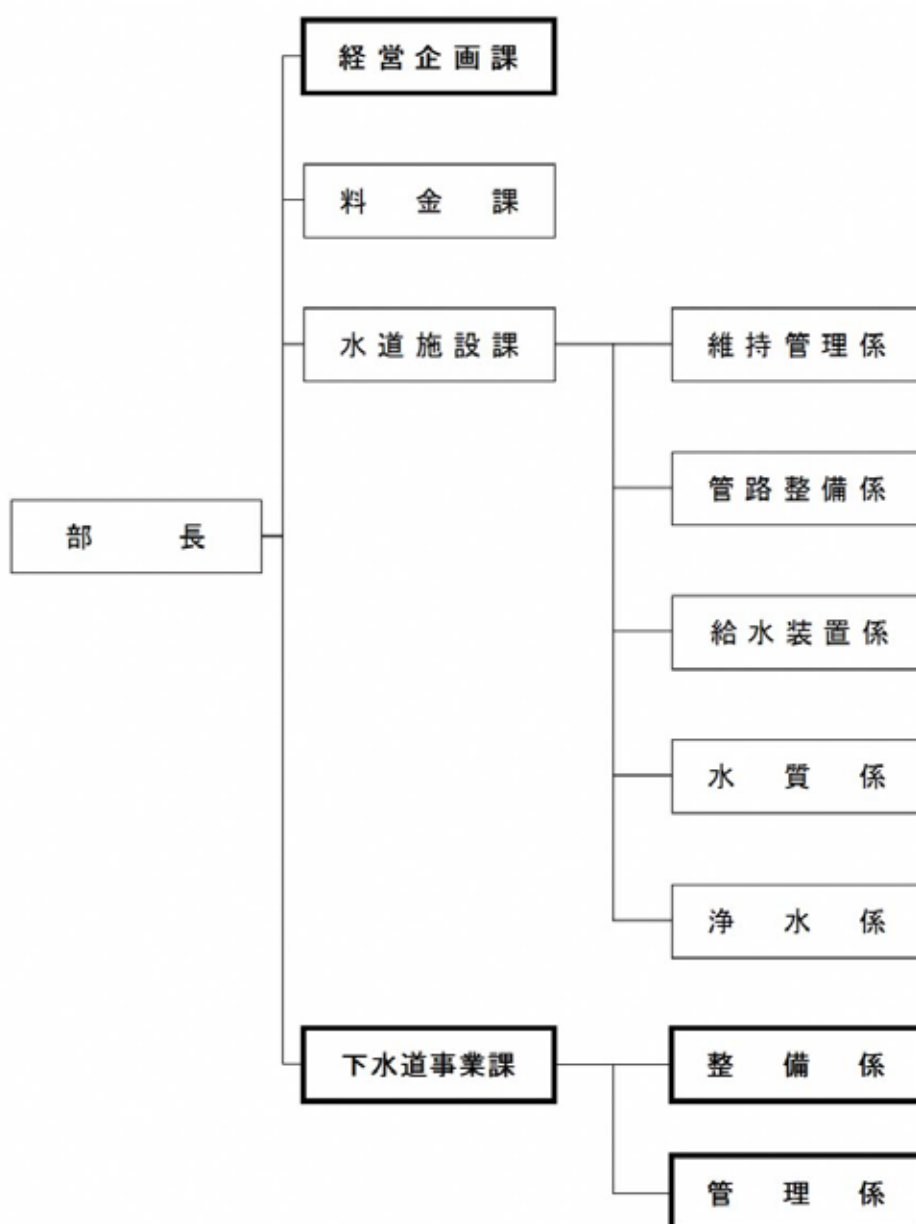
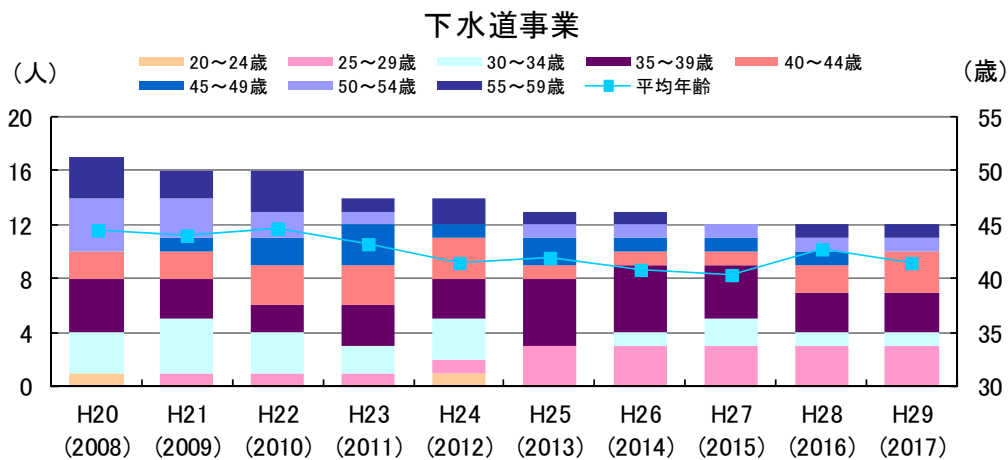


図 2-12 組織図（平成 31（2019）年 4 月 1 日現在）

表 2.7 各課・係の主な業務内容

部	課	係	主な業務内容	
上下水道部	経営企画課		<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書や財産の管理 ・ 統計データの作成 ・ 部内の人事など ・ 各事業の企画立案 ・ 予算や決算などの会計処理 ・ 工事請負契約や業務委託契約などの手続き ・ その他の庶務 	
		下水道事業課	整備係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の工事に関する計画・設計・施行・監理 ・ 下水道関係の調査や資料作成
			管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の維持管理 ・ 排水設備※の申請に関する手続き ・ 水洗便所の普及促進 ・ 排水設備に係る助成金及び貸付金の手続き ・ 受益者負担金※の賦課及び徴収



単位：人、歳

	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
職員数	17	16	16	14	14	13	13	12	12	12
平均年齢	44.5	44.1	44.6	43.3	41.5	41.9	40.9	40.4	42.8	41.5

図 2-13 職員年齢構成及び平均年齢の推移

2-1-4. 経営指標の分析

本市の経営状況について、毎年公表している「経営比較分析表」の経営指標などを用いて分析を行います。分析にあたっては、経営資源の要素である「ヒト」、「モノ」、「カネ」の3つの観点で経営の健全性・効率性、老朽化の状況を整理し、類似事業体との比較を行います（表 2.9 参照）。

類似事業体には、処理区域内人口が5万人以上10万人未満で、有収水量密度*が7,500 m³/ha以上、供用開始から25年以上経過している7事業体（具体的には大阪府池田市、四條畷市、柏原市、京都府城陽市、奈良県橿原市、埼玉県和光市、志木市）を抽出しています。なお、各事業体の公表数値は平成28(2016)年度までとなっているため、本市の平成29(2017)年度と各事業体の平成28(2016)年度との比較になっています（表 2.8 参照）。

表 2.8 類似事業体

都道府県名	事業体	処理区域内 人口（人）	有収水量密度 (m ³ /ha)	供用開始後 年数（年）
大阪府	摂津市	84,559	7,500	44
	池田市	99,508	10,900	49
	柏原市	59,739	10,800	28
	四條畷市	54,729	8,800	31
京都府	城陽市	76,634	9,000	27
奈良県	橿原市	94,603	7,700	48
埼玉県	和光市	78,616	13,300	36
	志木市	75,222	11,600	36

表 2.9 経営資源の要素と対応する経営指標と類似事業体平均

経営資源	項目	対応する経営指標	摂津市 (H29(2017))	類似事業体平均 (H28(2016))
ヒ ト	職員一人当たりの処理水量の効率性	職員一人当たり 有収水量	1,239千m ³ /人	1,244千m ³ /人
	職員一人当たりの利益状況	職員一人当たり 経常利益	22,295千円	20,384千円
モノ	処理した汚水の効率性	有収率	68.94%	79.62%
	施設全体の老朽化度合い	有形固定資産減価償却率	3.61%	14.61%
	管路の経年化の状況	管渠老朽化率	0.00%	1.32%
	管路の更新投資の実施状況	管渠改善率	0.01%	0.08%
カネ	経常損益	経常収支比率※	105.50%	106.89%
	使用料水準の適切性	経費回収率	94.10%	91.63%
	費用の効率性	汚水処理原価	167.34円/m ³	141.09円/m ³
	支払能力	流動比率	21.64%	49.91%
	債務残高	企業債残高対事業規模比率	713.06%	958.87%
	累積欠損	累積欠損金比率	0.00%	11.46%

(1) 「ヒト」の要素を表す経営指標

1) 職員一人当たりの処理水量の効率性 (職員一人当たり有収水量)

職員一人当たり有収水量とは、損益勘定所属職員一人当たりの生産性について有収水量を基準として把握するための指標であり、この指標が高いほど、下水処理効率と労働生産性が高いことを示しています。

本市では、損益勘定所属職員数が類似事業体と同程度の水準となっています。また、有収水量が大幅に増加する要因が少なく、損益勘定所属職員数が減少していくと、本市の職員一人当たり有収水量は大きくなっていきます。

計算式：年間有収水量/損益勘定職員数

2) 職員一人当たりの利益状況 (職員一人当たり経常利益)

職員一人当たり経常利益とは、損益勘定所属職員一人当たりの生産性について経常利益を基準として把握するための指標です。経常利益とは、毎年生み出される通常の利益であるため、本指標を比較することで本市に潜む問題点や力を見ることができます。

本市は、類似事業体と比較して高い利益を確保することができています。

ただし、本市では法定耐用年数 50 年を迎える資産が今後増加していくため、計画的に改築更新を実施するための資金の確保が重要な課題となっています。

計算式：年間経常利益/損益勘定職員数

(2) 「モノ」の要素を表す経営指標

1) 処理した汚水の効率性（有収率）

有収率とは、汚水処理水量に対する年間有収水量の割合であり、この数値が高いほど利用者が使用した水道等の水が収益につながっていることを示しています。

本市では類似事業体より低いですが、合流式下水道区域を含むことで雨水が一部流入していることも原因と考えられます。これにより維持管理費*が高くなる影響が考えられるため、大阪府の流域下水道や関連市町とも連携した改善が必要です。

計算式：(年間有収水量/年間汚水処理水量) × 100

2) 施設全体の老朽化度合い（有形固定資産減価償却率）

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、この数値が大きいほど資産の老朽化度合いが進んでいることを示しています。

本市では、法定耐用年数 50 年を経過した管渠がないため、類似事業体に比べて低くなっていますが、今後は増加していきます。

計算式：(有形固定資産減価償却累計額
/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価) × 100

3) 管路の経年化の状況（管渠老朽化率）

管渠老朽化率とは、法定耐用年数 50 年を経過した管渠延長の割合を表す指標であり、管路の老朽化度合いを示しています。

本市は、法定耐用年数 50 年を超過した管渠がないため 0%ですが、今後は増加していくため、計画的な更新計画の立案が必要です。

計算式：(法定耐用年数を超過した管渠延長/下水道布設延長) × 100

4) 管路の更新投資の実施状況（管渠改善率）

管渠改善率とは、当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標であり、管路の更新ペースや状況を把握できる指標です。

本市では、管路の改善率が類似事業体と比べて低い値となっていますが、法定耐用年数 50 年を超過した管路がなく、改築更新を行っていないため、今後は増加していくことが予測されます。

計算式：(改善（更新・改良・維持）管渠延長/下水道布設延長) × 100

(3) 「カネ」の要素を表す経営指標

1) 経常損益（経常収支比率）

経常収支比率は、当該年度において、下水道使用料などで維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、黒字となるためには100%以上である必要があります。

本市の値は100%以上となっており、類似事業体と同程度の水準であり、現状では特に問題ありません。ただし、今後有収水量が減少すると、収益性が低下するので注意が必要です。

計算式：(営業収益[※]+営業外収益[※]) / (営業費用+営業外費用) × 100

2) 使用料水準の適切性（経費回収率[※]）

経費回収率[※]とは、汚水処理にかかる費用が、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標であり、この指標が100%を下回っていると、汚水処理にかかる費用が下水道使用料以外の収入で賄われていることを意味します。

本市の値は、類似事業体に比べて良好ですが、100%を下回っており、下水道使用料で費用が賄われていない状況にあります。また、水洗化人口減少に伴い下水道使用料も減少することが予測され、今後適正な水準を検討する必要があります。

計算式：(下水道使用料/汚水処理費[※]) × 100

3) 費用の効率性（汚水処理原価[※]）

汚水処理原価[※]とは、有収水量1 m³当たりどれだけの汚水処理費用がかかっているかを表す指標です。

本市の値は、類似事業体の値に比べて高い値となっています。

原因としては、減価償却費や企業債利息といった汚水資本費が高いことが挙げられます。管路の法定耐用年数経過に伴う減価償却費の減少や企業債発行抑制による企業債利息の減少により、今後は減少していく見込みとなっていますが、改築更新の事業量について計画的な更新計画による投資抑制が必要となっています。

計算式：汚水処理費/年間有収水量

4) 支払能力（流動比率）

流動比率とは、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示す指標であり、100%以上であることが必要です。

本市の値は、類似事業体と比べて低い値となっています。企業債が多く残っていることが原因ですが、企業債発行抑制などにより改善していきます。

計算式：(流動資産/流動負債) × 100

5) 債務残高（企業債残高対事業規模比率）

企業債残高対事業規模比率とは、下水道使用料に対する企業債現在高の割合を用いて企業債残高の規模を表す指標です。

本市の値は、類似事業体と比べて低い値ですが高い水準となっています。これは企業債残高が多額であり、下水道使用料に対する企業債の規模が大きいことが原因ですが、今後は企業債発行抑制などにより低くなっていく見込みです。

計算式：（企業債現在高合計 － 一般会計負担額）

／（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100

6) 累積欠損（累積欠損金比率）

累積欠損金比率とは、営業活動により生じた損失を表す指標であり、0%であることが求められる指標です。

本市の値は0%となっており、特に問題はありません。ただし、下水道使用料の減少や改築更新費用、維持管理費の増加により欠損金が発生する可能性があるため、注意が必要です。

計算式：（当年度未処理欠損金／（営業収益－受託工事収益））×100

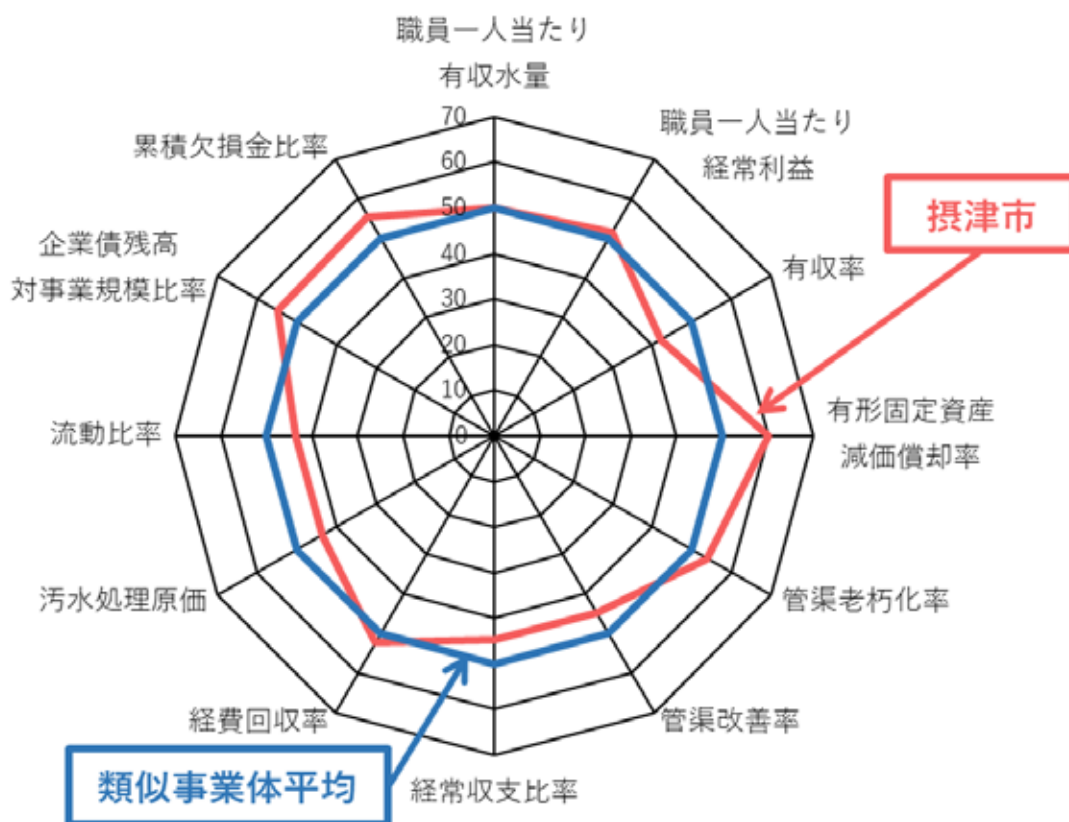
(4) まとめ

「ヒト」の観点においては、職員一人当たりの処理水量の効率性、職員一人当たりの利益状況は類似事業体と同程度であり、現段階で問題はありません。

「モノ」の観点においては、有収率に課題があり、改善策を検討する必要があります。また、管路の老朽化は類似事業体に比べて進んでいませんが、更新計画の立案が必要となっています。

「カネ」の観点においては、類似事業体に比べて汚水処理原価と流動比率が特に悪くなっています。原因としては、企業債の残高が多額なためであり、それに伴って汚水処理費も高くなっていることが課題です。

これらの課題は、今後企業債残高が減少していくため、改善はある程度見込めます。しかし、今後管路の改築更新費用が増加すること、下水道使用料が伸びないことを考慮すると、投資と財政のバランスが取れた投資・財政計画を立案し、実践していく必要があります（図 2-14、表 2.10 参照）。



※類似事業体平均を50とした時の偏差値で表示

図 2-14 経営指標による分析結果のまとめ

表 2.10 経営指標による分析結果のまとめ

経営資源	項目	対応する経営指標	実績値		摂津市の 偏差値	分析・評価
			摂津市 H29 (2017)	類似事業体平均 H28 (2016)		
ヒト	職員一人当たりの 処理水量の効率性	職員一人当たり 有収水量	1,239千m ³ /人	1,244千m ³ /人	49.9	類似事業体と比較して低い数値 であるが、平均的な水準となっ ている
	職員一人当たりの 利益状況	職員一人当たり 経常利益	22,295千円	20,384千円	51.5	類似事業体と比較して、高い利 益を確保できている
モノ	処理した汚水の 効率性	有収率	68.94%	79.62%	42.0	不明水量が類似事業体と比較し て高い水準となっており、対策 が必要
	施設全体の 老朽化度合い	有形固定資産 減価償却率	3.61%	14.61%	60.2	管渠の法定耐用年数50年を経過 した管渠がないため、類似事業 体と比較して低い数値となっ ている
	管路の 経年化の状況	管渠老朽化率	0.00%	1.32%	53.8	管渠の法定耐用年数50年を経過 した管渠がないため、0%と なっている
	管路の更新投資 の実施状況	管渠改善率	0.01%	0.08%	44.8	管渠の法定耐用年数50年を経過 した管渠がないため、類似事業 体と比較して低い数値となっ ている
カネ	経常損益	経常収支比率	105.50%	106.89%	44.7	経常利益は黒字を確保できてい るが、類似事業体と比較して利 益水準は低い
	使用料水準 の適切性	経費回収率	94.10%	91.63%	52.3	類似事業体と比較して高い数値 にはあるが、汚水処理にかかる 費用を使用料で賄えていない状 態
	費用の効率性	汚水処理原価	167.34円/m ³	141.09円/m ³	43.6	汚水資本費(減価償却費、企業 債利息)が高いため、類似事業 体と比較して高い数値となっ ている
	支払能力	流動比率	21.64%	49.91%	43.7	流動負債における企業債の金額 が大きいため、類似事業体と比 較して低い数値となっている
	債務残高	企業債残高 対事業規模比率	713.06%	958.87%	55.0	企業債残高が多額であるため、 使用料に対する企業債の規模は 大きいものの、類似事業体と比 較して低い数値となっている
	累積欠損	累積欠損金比率	0.00%	11.46%	55.6	累積欠損金が発生していないた め、0%となっている

※偏差値は、50点より高いと類似事業体平均よりも評価が高く、50点未満であれば評価が低い。
仮に55点以上を 45点以上55点未満を 45点未満を で表示する。

2-2. 基本方針

本市下水道ビジョンにおける将来像を踏まえ、以下を経営の基本理念及び基本方針として、事業運営を行っていきます。

摂津市下水道ビジョン 将来像

『公共下水道により快適な生活ができるまちにします!』

経営戦略<基本理念>

ストックマネジメント手法に基づく健全な経営の実現

<基本方針>

①施設総量の最適化

- ・将来の人口、有収水量の見通しを踏まえた下水道整備の実施

②ライフサイクルコストの最適化（投資の平準化）

- ・ストックマネジメント計画の策定
- ・計画に基づいた管路の点検、調査、修繕及び管路の改築更新
- ・年度別費用の平準化

③民間の資金・ノウハウなどの活用

- ・民間事業者の資金やノウハウなどの活用
- ・効果的・効率的に行うことが望める業務における官民連携手法[※]の検討

④適切な財源の確保

- ・各種経費節減
- ・世代間の負担公平性などを勘案した適切な財源確保

2-2-1. 施設総量の最適化

将来の人口及び有収水量の見通しを踏まえ、適切な下水道整備を行うとともに、下水道ビジョンに掲げる下水道人口普及率、雨水面積整備率^{*}を目指します。

2-2-2. ライフサイクルコストの最適化（投資の平準化）

ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づいた管路の点検、調査、修繕及び管路の改築更新を行うことで、年度別の費用についても平準化を図るなど、ライフサイクルコストの最適化を進めます。

2-2-3. 民間の資金・ノウハウなどの活用

民間事業者の資金やノウハウなどを活用することによって、管路の整備、維持管理、改築更新などを、より効果的・効率的に行うことが望めるものについては、官民連携手法の導入について検討します。

2-2-4. 適切な財源の確保

下水道整備に充てる財源だけでなく、今後発生する改築更新に要する財源の確保を進めるとともに、各種経費節減に努めてもなお不足する財源については、世代間の負担公平性なども勘案して、適切な財源確保を進めます。

2-3. 投資・財政計画

2-3-1. 投資・財政計画の考え方

本計画では、基本理念に示したとおり、ストックマネジメント手法を用いて今後の投資や財政のあり方を見通します。そのうえで計画期間内における具体的な投資計画と財政計画の均衡について検討し、その結果を投資財政計画とします（図 2-15 参照）。

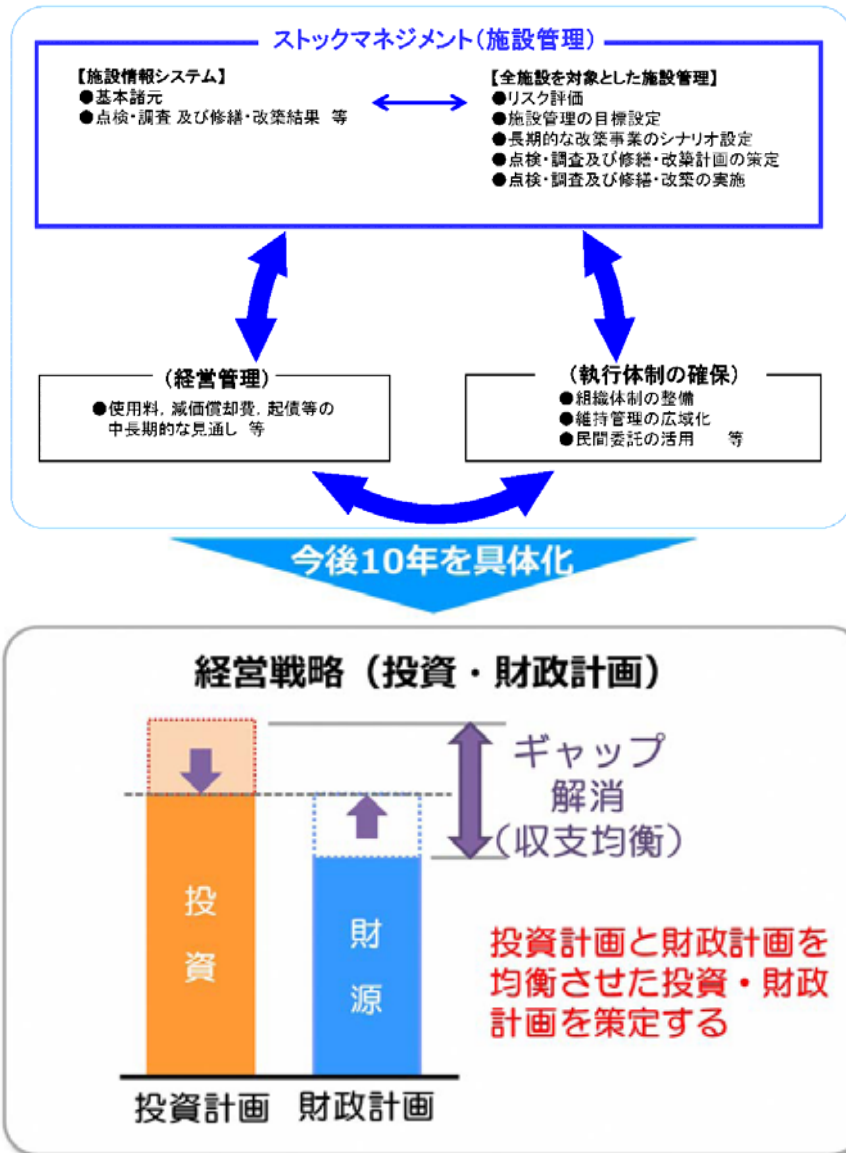


図 2-15 投資財政計画の考え方 (イメージ)

2-3-2. 中長期的な見通し

(1) 中長期的な更新需要の見通し

1) 計算ケース・条件

国土交通省「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」（平成27（2015）年11月）で示されている健全度予測に基づき、「法定耐用年数で更新する場合」、「管路の重要度・優先度などをもとに緊急度Ⅱとなる管渠延長の増加を抑制して更新する場合」の2ケースを検討します。

表 2.11 緊急度の区分

区分		対応の基準	劣化状況
緊急度Ⅰ	重度	速やかな改築更新が必要	腐食、たるみ、破損、クラック、ずれ、浸入水などによる重度の劣化損傷
緊急度Ⅱ	中度	修繕による改築更新時期の延長可能	腐食、たるみ、破損、クラック、ずれ、浸入水などによる中度の劣化損傷
緊急度Ⅲ	軽度	経過観察	腐食、たるみ、破損、クラック、ずれ、浸入水などによる軽度の劣化損傷
劣化なし		対応不要	腐食、たるみ、破損、クラック、ずれ、浸入水などによる劣化がみられない

2) 計算結果

更新需要の計算結果は、図 2-16、図 2-17 に示すとおりです。法定耐用年数で更新する場合は、管路において腐食、たるみ、破損、クラック、ずれ、浸入水などの重度の劣化損傷が発生し、速やかな改築更新が必要である「緊急度Ⅰ」や中度の劣化損傷が発生し、修繕による改築更新時期の延長可能である「緊急度Ⅱ」の管渠はなくなりますが、過去に集中的に下水道整備を行ったため、それらの管渠が標準耐用年数*50年を経過する際に、更新需要額が増大し、仮に平成40（2028）年度までに合計で約42億円の改築更新費用がかかります（図 2-16 参照）。

さらに、「2-3-3.今後10年間の計画（1）投資計画について」に示すとおり、新規の汚水整備及び雨水整備も進める必要があることから、現状の経営状況及び職員体制でこれだけの更新需要に対応することは困難です。

そこで、管路の重要度・優先度を考慮し、平成41（2029）年度までは年間0.5億円の修繕、平成42（2030）年度以降は、年間3.5億円の改築更新を実施した場合、「緊急度Ⅰ」の管渠を0%に近づけながら、「緊急度Ⅱ」の管渠の増加を抑制することができます（図 2-17 参照）。

◆ストックマネジメントのイメージ

※劣化による影響の大きい鉄筋コンクリート管の改築更新を想定。

【標準耐用年数で改築更新した場合】

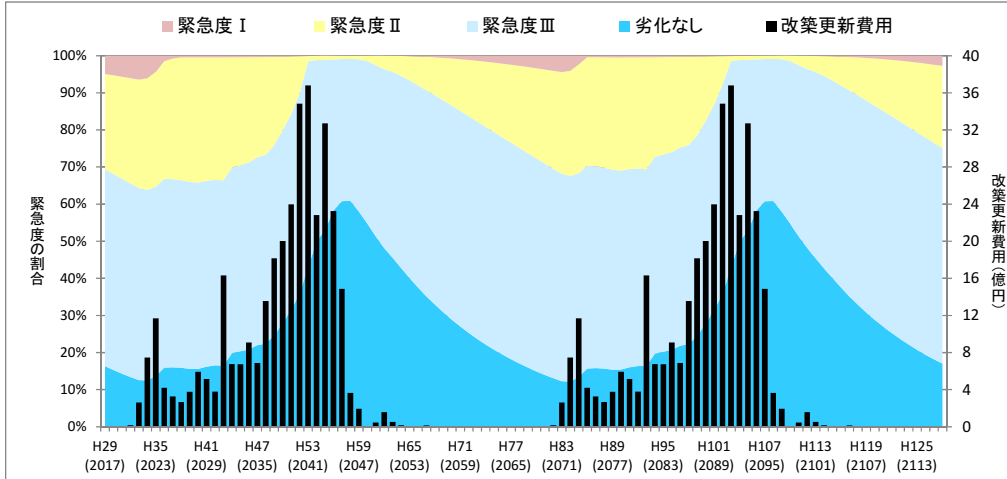


図 2-16 標準耐用年数で更新した場合の改築更新費と劣化状況の推移

注) 標準耐用年数で改築更新した場合、緊急度Ⅰ、緊急度Ⅱの管渠を低い水準に保つことができますが、平成 40 (2028) 年度までに約 42 億円の改築更新費が必要となり、また最初の更新のピークとなる平成 53 (2041) 年度には単年度で、約 37 億円の改築更新費が必要となります。



【ストックマネジメント (試算) 実施後】

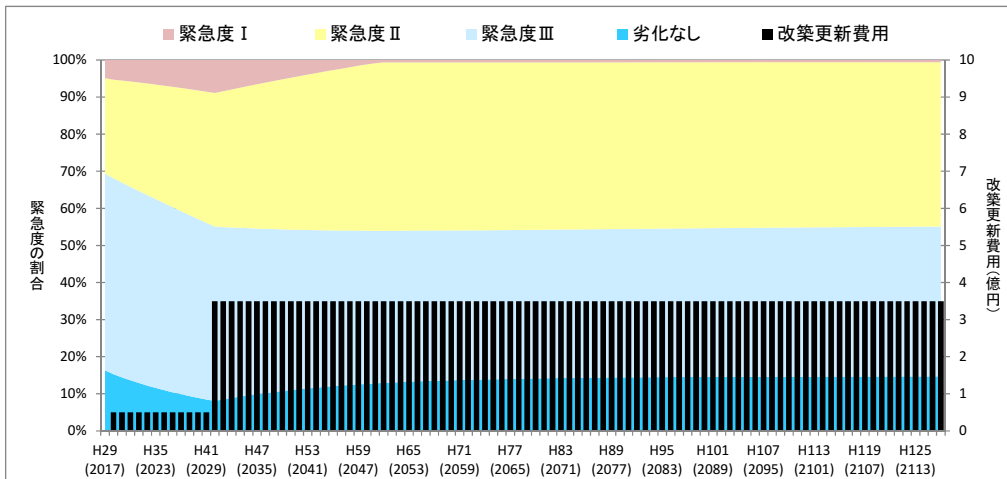


図 2-17 スtockマネジメントを実施した場合の改築更新費と劣化状況の推移

注) 仮に平成 41 (2029) 年度までは年間 0.5 億円の修繕、平成 42 (2030) 年度以降は年間 3.5 億円の改築更新を実施した場合、緊急度Ⅰの管渠を 0%に近づけながら、緊急度Ⅱの管渠の増加を抑制することができます。

2-3-3. 今後 10 年間の計画

(1) 投資計画について

1) 管路

今後 10 年間の下水道整備は、汚水整備については、現在整備を進めている市街化調整区域※（鳥飼八町における人口密集地域）の整備を引き続き行います。また、市内に点在する下水道接続困難地区については、市民からの要望、周辺の環境、工事施工可否及び費用対効果などを踏まえて優先度を設定し、優先度の高い路線より整備を進めます。

雨水整備については、現在着手している三箇牧鳥飼雨水幹線（平成 28（2016）～平成 31（2019）年度）及び東別府雨水幹線（平成 30（2018）年度～平成 33（2021）年度）の整備を進め、東別府雨水幹線完成後に雨水幹線周辺地域の整備を進めます（表 2.12、表 2.13 及び表 2.14 参照）。

表 2.12 下水道接続困難地区整備優先度区分

優先度ランク	ランク基準
A	付近に複数の住居のある路線
B	付近に複数の事業所のある路線
C	付近の住居、事業所1件のための路線
D	付近に駐車場、農地しかない路線
E	供用開始済みの区域しかない不要路線
F	民地埋設未同意路線

表 2.13 汚水整備概算事業費

(税込、単位：千円)

事業内容	事業年度											合計
	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	
施行延長 (m)	541	1,338	986	1,646	66	60	112	50	52	90	90	5,031
事業費 (千円)	113,600	198,500	111,100	186,800	6,800	6,200	11,600	5,200	5,400	9,300	9,300	663,800

表 2.14 雨水整備概算事業費

(税込、単位：千円)

事業内容	事業年度											合計	
	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)		
三箇牧鳥飼 雨水幹線	施行延長 (m)	368	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368
	事業費 (千円)	546,363	140,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	686,363
東別府 雨水幹線	施行延長 (m)	0	416	416	3	0	0	0	0	0	0	0	835
	事業費 (千円)	20,000	950,000	720,000	110,000	0	0	0	0	0	0	0	1,800,000
幹線周辺の 雨水整備	施行延長 (m)	0	0	0	0	400	400	590	590	770	770	770	4,290
	事業費 (千円)	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	700,000

2) 維持管理費

破損による影響の大きい主要な管渠及び供用開始後 30 年を経過した管渠約 70 k m を中心に管渠内の TV カメラ調査を実施し、管渠の状態を把握、必要に応じて修繕を実施していきます。

また、今後は集中的に整備をした期間に布設された管渠が供用開始後 30 年を迎えること、管渠の標準耐用年数である 50 年を経過する管渠が増加することから、ストックマネジメント計画を策定します(表 2.15 参照)。

表 2.15 維持管理費の推移

(税込、単位：千円)

事業内容	事業年度											合計	
	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)		
管渠調査委託料	35,300	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	405,300
維持補修(修繕費)	41,294	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	541,294
マンホール蓋点検委託料	0	0	0	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	35,000
ストックマネジメント計画など	0	27,000	0	0	0	0	0	6,000	0	0	0	0	33,000
合計	76,594	114,000	87,000	87,000	92,000	92,000	92,000	98,000	92,000	92,000	92,000	92,000	1,014,594

(2) 企業債について

企業債は、本市の下水道整備の財源として公共下水道事業債、大阪府の安威川流域下水道建設負担金の財源として流域下水道事業債、過去に発行した公共下水道事業債及び流域下水道事業債の元金償還金と減価償却費の差額分の資本費平準化債、過去に発行した資本費平準化債の借換である資本費平準化債借換債を発行します。

企業債の発行額は、公共下水道事業債は事業費より国庫補助金、工事負担金を除いたもの、流域下水道事業債は安威川流域下水道建設負担金と同額、資本費平準化債は元金償還金より減価償却費を除いたもの、資本費平準化債借換債は平準化債発行時に定めた返済計画に基づくものとします（表 2.16 参照）。

また、企業債残高抑制のため、企業債発行額は企業債元金償還金以内とします。

表 2.16 企業債発行予定額

○公共下水道事業債			(単位：千円)											
科目	区分		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	合計
三田牧島 雨水幹線	公共下水道工事	汚水	546,363	140,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	686,363
	国庫補助金	防災・安全	237,000	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	287,000
	工事負担金		258,500	75,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	333,700
	起債発行額	①	50,800	14,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65,600
東別府 雨水幹線	公共下水道工事	雨水	20,000	950,000	720,000	110,000	0	0	0	0	0	0	0	1,800,000
	国庫補助金		10,000	452,000	331,000	51,000	0	0	0	0	0	0	0	844,000
	起債発行額	②	10,000	498,000	389,000	59,000	0	0	0	0	0	0	0	956,000
枝線整備	公共下水道工事	汚水	113,600	198,500	111,100	186,800	6,800	6,200	11,600	5,200	5,400	9,300	9,300	663,800
		雨水	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	700,000
	設計委託		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	220,000
	移設補償費		18,200	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200	200,200
	国庫補助金	通常	34,000	64,000	35,000	61,000	2,000	2,000	0	0	0	0	0	198,000
		防災・安全	0	0	0	0	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	350,000
	起債発行額	③	117,800	172,700	114,300	164,000	93,000	92,400	99,800	93,400	93,600	97,500	97,500	1,236,000
起債発行額	④=①+②+③	178,600	685,500	503,300	223,000	93,000	92,400	99,800	93,400	93,600	97,500	97,500	2,257,600	
○流域下水道事業債			(単位：千円)											
科目			H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	合計
安威川流域下水道建設負担金			118,800	206,000	146,000	184,000	189,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	1,923,800
起債発行額	⑤		118,800	206,000	146,000	184,000	189,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	1,923,800
○資本費平準化債			(単位：千円)											
科目			H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	合計
企業債元金償還金	⑥		2,477,503	2,241,621	2,185,124	1,946,163	1,578,049	1,221,538	1,152,718	899,321	825,699	668,113	530,775	15,726,624
減価償却費	⑦		2,075,041	2,094,389	2,119,372	2,135,263	2,143,515	2,144,867	2,142,745	2,142,980	2,137,198	2,132,789	2,126,723	23,394,882
長期前受金戻入	⑧		745,256	755,799	765,099	770,251	771,248	771,460	769,756	768,495	763,082	757,877	754,691	8,393,014
実質減価償却費	⑨=⑦-⑧		1,329,785	1,338,590	1,354,273	1,365,012	1,372,267	1,373,407	1,372,989	1,374,485	1,374,116	1,374,912	1,372,032	15,001,868
資本費平準化債発行可能額	⑩=⑥-⑨		1,147,718	903,031	830,851	581,151	205,782	△ 151,869	△ 220,271	△ 475,164	△ 548,417	△ 706,799	△ 841,257	724,756
起債発行額	⑪		1,140,000	900,000	830,000	580,000	200,000	0	0	0	0	0	0	3,650,000
○資本費平準化債借換債			(単位：千円)											
科目			H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	合計
起債発行額	⑫		678,500	725,000	766,000	498,100	0	0	733,700	0	0	0	0	3,401,300
起債発行額合計	④+⑤+⑩+⑫		2,115,900	2,516,500	2,245,300	1,485,100	482,000	272,400	1,013,500	273,400	273,600	277,500	277,500	11,232,700

(3) 一般会計繰入金について

一般会計からの繰入金は、一般会計が負担すべきとされている経費について繰り出すもの（基準内繰入金）で、国においてその基準が定められています（表 2.17 参照）。

しかし、本市においては集中的に下水道整備をした時期に発行した企業債が償還のピークを迎えており、企業債の元金償還金を損益勘定留保資金で賄うことができず、財源が不足する汚水分に対しては国の定めた基準以上の繰り出し（基準外繰入金）を行っている状態です。

一般会計繰入金の財源は主に税金であるため、「雨水公費・汚水私費」の原則や地方公営企業の独立採算の考え方を踏まえると、一般会計からの基準外繰入金に頼らない経営基盤の強化が必要です。

表 2.17 一般会計繰入金の区分

予算区分	予算目	国の定める基準	説明
収益的収入	雨水処理負担金	雨水処理に要する経費	雨水処理に要する維持管理費、資本費(減価償却費、企業債利息)
	一般会計負担金	分流式下水道等に要する経費	分流式下水道に要する資本費(減価償却費、企業債利息)
		流域下水道の建設に要する経費	流域下水道の建設負担金に対して発行した企業債利息の一部
		下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	水質規制に要する経費
		水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	水洗便所の排水設備事務に要する経費の一部
		高度処理に要する経費	高度処理に要する経費の一部
		地方公営企業職員の児童手当に要する経費	地方公営企業職員の児童手当に要する経費の一部
		臨時財政特例債の償還に要する経費	臨時財政特例債の企業債利息
資本的支出	一般会計負担金	雨水処理に要する経費	雨水分の元金償還金
		流域下水道の建設に要する経費	流域下水道の建設負担金に対して発行した元金償還金の一部
		臨時財政特例債の償還に要する経費	臨時財政特例債の元金償還金
	一般会計補助金	—	汚水分の元金償還金

(4) 財政計画について

1) シミュレーションにおける計算条件

財政計画に用いるシミュレーションの計算条件は、表 2.18 に示すとおりです。

表 2.18 財政シミュレーションの計算条件 (1/2)

種別	区分	項目	設定	
業務量		年間有収水量	「2-1-1. 水需要の状況」で使用した予測	
収益的 収支	収入	下水道使用料	年間有収水量×下水道使用料単価	
		雨水処理負担金 一般会計負担金	「2-3-3. 今後 10 年間の計画 (3) 一般会計繰入金 について」にて試算した数値	
		長期前受金戻入	取得済資産の予定額+新規取得資産分 ※新規取得分は耐用年数を「管渠」50年で計算	
		受託事業収益	収益的支出の受託事業費と同額を計上	
		市役所本庁舎施設 使用負担金	平成 30 (2018) 年度決算見込値で一定	
		企業債利息負担金	既存資産に対する起債の企業債利息に応じて算出	
		安威川流域下水道 負担金精算返戻金	平成 25 (2013) ~平成 29 (2017) 年度決算値、 平成 30 (2018) 年度決算見込値の平均値で一定	
	支出	人件費	退職者がした場合補充があるとして職員数一定 費用は平成 30 (2018) 年度決算見込値で一定	
		維持管理費	「2-3-3. 今後 10 年間の計画 (1) 投資計画につい て」にて試算した数値	
		減価償却費	取得済資産の予定額+新規取得分 ※新規取得分は耐用年数を「管渠」50年で計算	
		支払利息	発行済企業債の予定額+新規発行分 ※新規発行分は次のとおりとする 公共下水道事業債、流域下水道事業債 …年利率 0.70~2.00%、 償還期間 40 年 (据置 5 年)、元金均等返済 資本費平準化債 …年利率 0.50%、 償還期間 20 年 (据置 3 年)、元金均等返済 資本費平準化債借換債 …年利率 0.50%、 償還期間 10 年 (据置 0 年)、元金均等返済	
		その他	平成 30 (2018) 年度決算見込値で一定	

※消費税は、平成 31 (2019) 年度から 10%と設定する。

※物価上昇は見込まない。

表 2.18 財政シミュレーションの計算条件 (2/2)

種別	区分	項目	設定
資本的 収支	収入	企業債 国庫補助金 工事負担金	「2-3-3. 今後 10 年間の計画 (2) 企業債について」 にて試算した数値
		企業債元金償還 負担金	既存資産に対する起債の企業債元金償還金に応じて算出
		受益者負担金	平成 30 (2018) 年度決算見込値で一定
		一般会計負担金 一般会計補助金	「2-3-3. 今後 10 年間の計画 (3) 一般会計繰入金 について」にて試算した数値
	支出	人件費	退職者が出た場合補充があるとして職員数一定 費用は平成 30 (2018) 年度決算見込値で一定
		事業費	「2-3-3. 今後 10 年間の計画 (1) 投資計画について」 にて試算した数値
		企業債元金 償還金	発行済企業債の予定額+新規発行分 ※新規発行分は次のとおりとする 公共下水道事業債、流域下水道事業債 …年利率 0.70~2.00%、 償還期間 40 年 (据置 5 年)、元金均等返済 資本費平準化債 …年利率 0.50%、 償還期間 20 年 (据置 3 年)、元金均等返済 資本費平準化債借換債 …年利率 0.50%、 償還期間 10 年 (据置 0 年)、元金均等返済
		その他	平成 30 (2018) 年度決算見込値で一定

※消費税は、平成 31 (2019) 年度から 10%と設定する。

※物価上昇は見込まない。

2) 財政シミュレーションの結果

下水道使用料の減少により収益的収入も減少しますが、企業債発行抑制により企業債利息が減少するため、収益的収支は平成 40 (2028) 年度まで黒字を確保できる見込みです (図 2-18 参照)。

また、企業債元金償還金は減少するものの、平成 35 (2023) 年度以降資本費平準化債の発行ができなくなり、損益勘定留保資金を全額充当しても資本的収支不足額が解消しないことから、一般会計からの基準外繰入金が必要となります。

なお、収益的収支の黒字額は未処分利益剰余金*として留保するため、自己資金 (現金・預金) 残高は増加します (図 2-19 参照)。

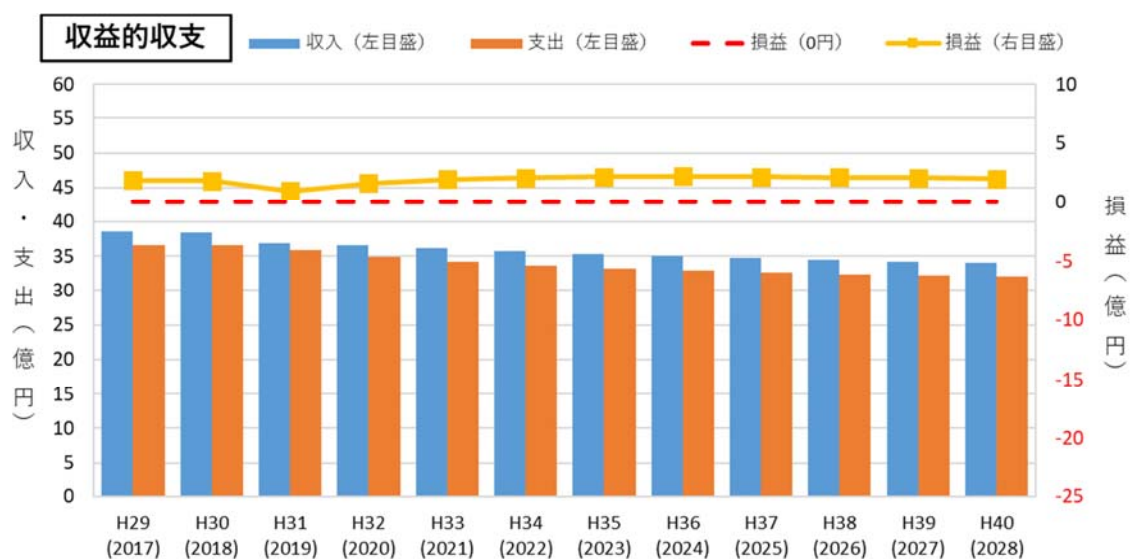


図 2-18 収益的収支のシミュレーション結果 (税抜金額)

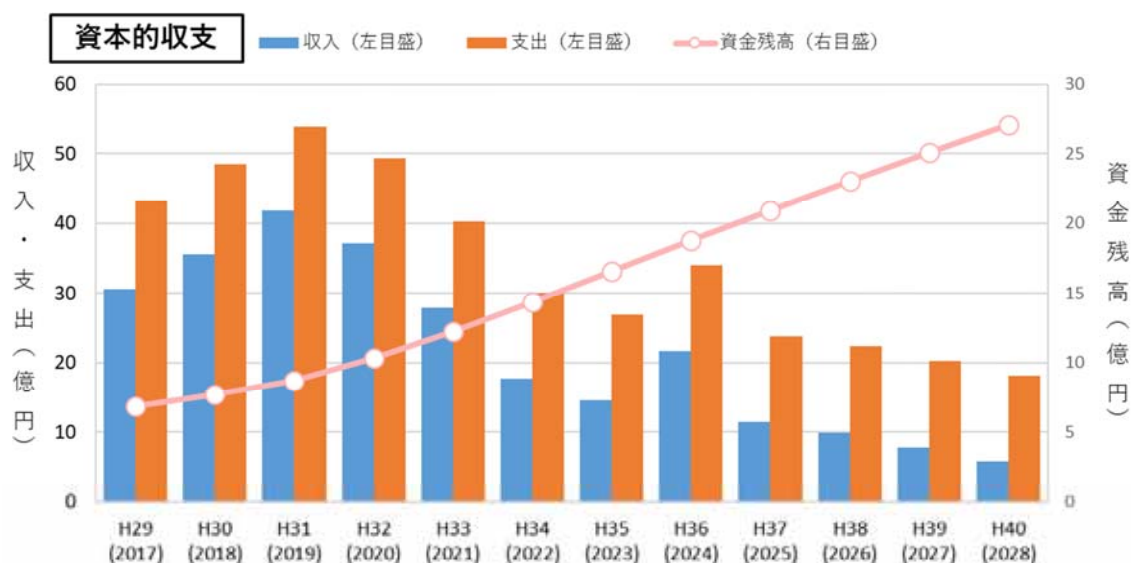


図 2-19 資本的収支のシミュレーション結果 (税込金額)

(5) まとめ

「2-3-3.今後 10 年間の計画」を基にした財政シミュレーションの結果では、計画期間中において下水道使用料の料金改定を行うことなく、収益的収支の黒字を確保でき、自己資金残高も増加する見込みです（図 2-20、図 2-21 参照）。

今後、償還期間を終える企業債が増加するため、元金償還金は平成 33（2021）年度以降減少傾向となり、平成 40（2028）年度には企業債未償還残高が約 118 億円まで減少します（図 2-22 参照）。

しかしながら、元金償還金（資本費平準化債を除く）と減価償却費（長期前受金戻入を除く）を比較すると、元金償還金が上回る状態が続きます。減価償却費は、損益勘定留保資金として元金償還金や将来の改築更新費用の財源となるため、元金償還金が減価償却費を上回っている状態では、将来の改築更新費用の財源を確保できず、また、元金償還金の財源不足を埋めるために一般会計からの基準外繰入金に依存する状態が続きます。加えて、平成 30（2018）年度以降は資本費平準化債の発行可能額が減少するため、財源確保がさらに困難になると見込まれます（図 2-23 参照）。

今後 10 年間の一般会計繰入金の推移は図 2-24 に示すとおりで、平成 40（2028）年度における基準外繰入金は約 1.2 億円となっていますが、計画期間内での経営健全化に向けて、基準外繰入金に頼らない経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていきます。

下水道使用料単価の推移



図 2-20 財政シミュレーションの結果（下水道使用料単価の推移）

自己資金（現金・預金）残高の推移

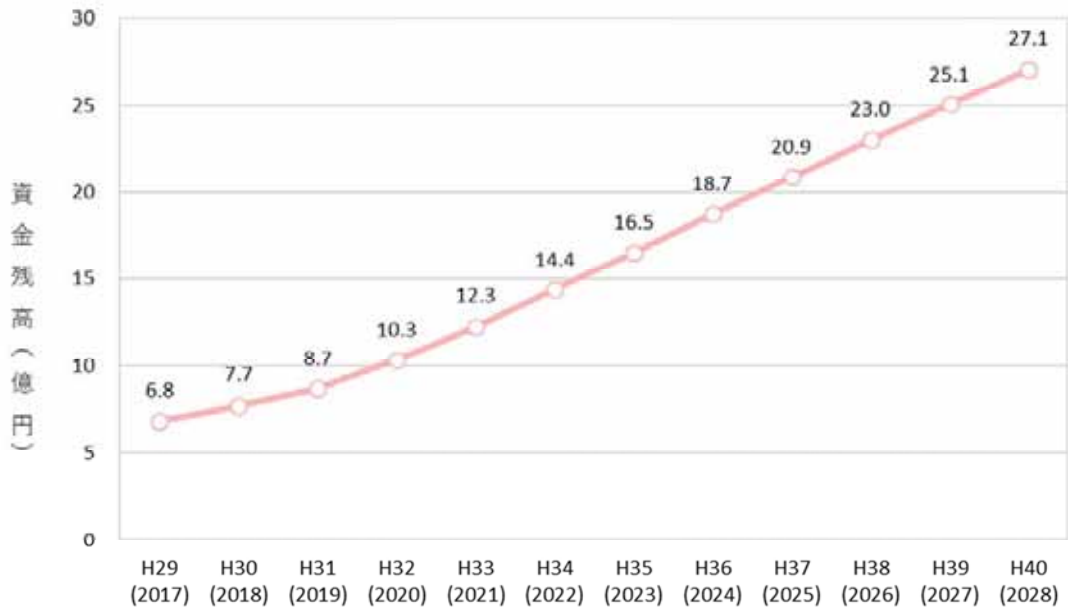


図 2-21 財政シミュレーションの結果（資金残高の推移）

企業債の推移

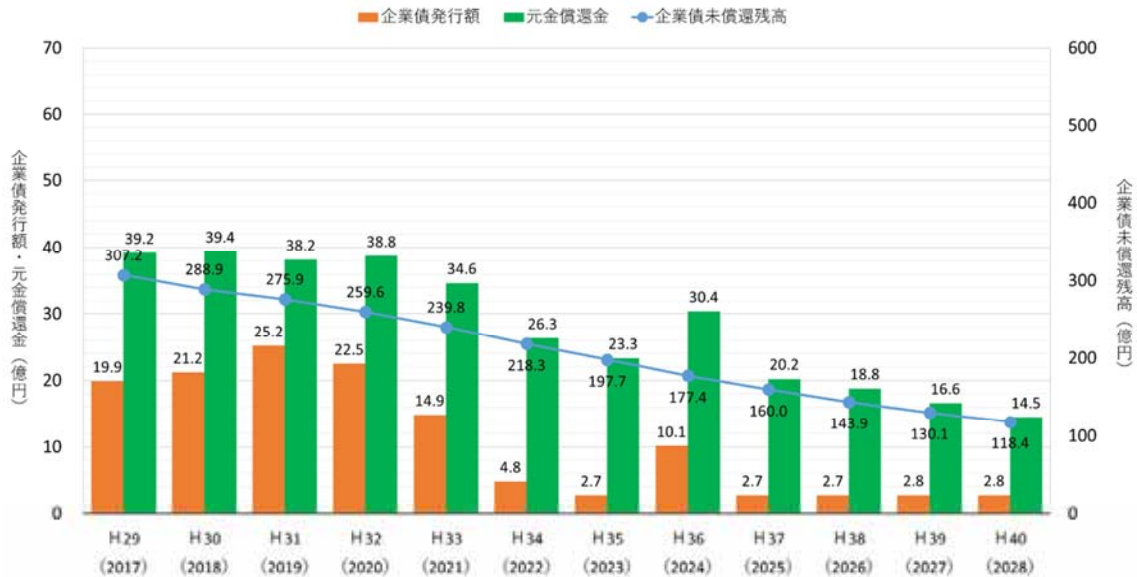


図 2-22 財政シミュレーションの結果（企業債の推移）

企業債元金償還金と減価償却費の推移

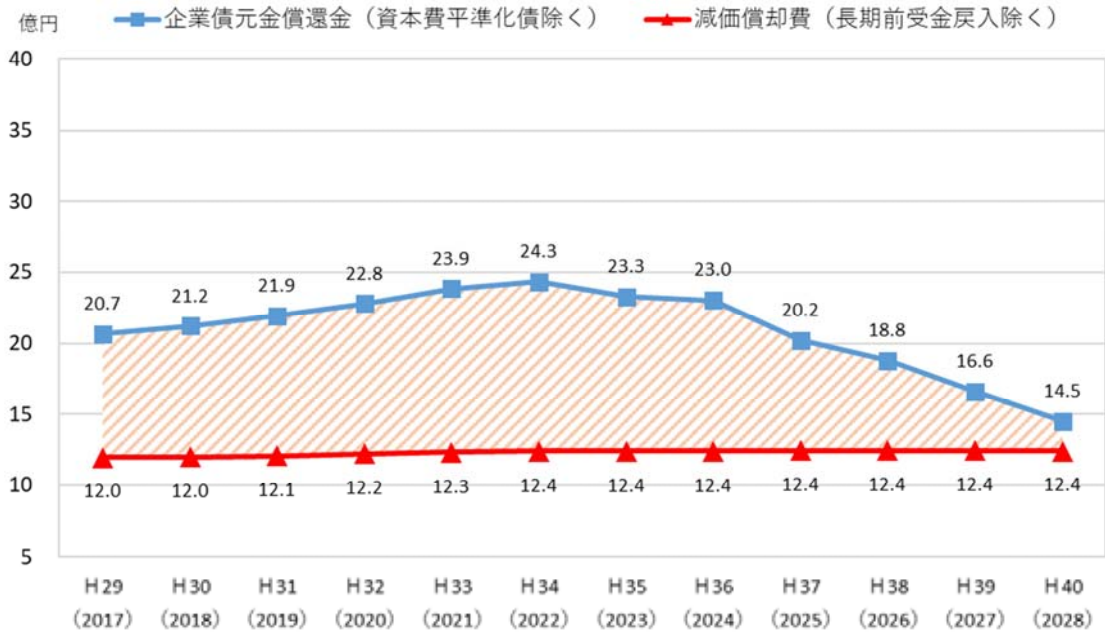


図 2-23 財政シミュレーションの結果（企業債元金償還金と減価償却費の推移）

一般会計繰入金の推移



2-24 財政シミュレーションの結果（一般会計繰入金の推移）

表 2.20 財政計画の点検と進捗管理に用いる指標の推移

経営資源	項目	対応する経営指標	単位	現状 H29 (2017)	中期 H35 (2023)	後期 H40 (2028)
ヒト	職員一人当たりの 処理水量の効率性	職員一人当たり 有収水量	(千 m^3 /人)	1,239	1,164	1,110
	職員一人当たりの 利益状況	職員一人当たり 経常利益	(千円/人)	22,295	25,430	24,613
モノ	処理した汚水の 効率性	有収率	(%)	68.94	70.00	70.00
	施設全体の 老朽化度合い	有形固定資産 減価償却率	(%)	3.61	23.92	40.42
	管路の経年化の状況	管渠老朽化率	(%)	0.00	2.47	5.35
	管路の更新投資の 実施状況	管渠改善率	(%)	0.01	0.01	0.01
カネ	経常損益	経常収支比率	(%)	105.50	106.56	106.23
	使用料水準の適切性	経費回収率	(%)	94.10	104.42	103.52
	費用の効率性	汚水処理原価	(円/ m^3)	167.34	150.84	152.14
	支払能力	流動比率	(%)	21.64	59.38	194.17
	債務残高	企業債残高対 事業規模比率	(%)	713.06	599.05	376.29
	累積欠損	累積欠損金比率	(%)	0.00	0.00	0.00

3. 全体のまとめ

「2-3-3.今後 10 年間の計画」を基にした財政シミュレーションの結果では、経営戦略上の計画期間である平成 40（2028）年度までは収益的収支の黒字を確保しつつ、約 27 億円の自己資金を確保でき、また企業債残高についても、約 118 億円まで減少させることができる試算となりました。

一方で、元金償還金が減価償却費を上回る状態が続き、元金償還金の財源不足を埋めるために一般会計からの基準外繰入金に依存する状態を解消できず、加えて将来の改築更新に対する財源確保は困難となっています。

「2-3-2.中長期的な見通し」で示したとおり、経営戦略上の計画期間後の平成 42（2030）年度以降は、年間約 3.5 億円の改築更新費用が必要となります。また今回の試算結果は、あくまでも全国平均に基づく劣化予測による試算であるため、本市の地域特性、実際の管渠の状態に基づいたストックマネジメント計画の策定、そしてその計画に基づくより具体性のある改築更新計画の検討が必要です。

今後は、ストックマネジメント計画を策定し、更新需要に対するより具体的な改築更新計画を検討するとともに、将来の改築更新費用に備えるため、公債費抑制を継続しながら、留保している未処分利益剰余金の利益処分を行い、減債積立金や建設改良積立金を補填財源に充当することで、損益勘定留保資金の確保を図ります。

また、下水道ビジョンにおける業務棚卸の結果を踏まえた業務効率化方策及び官民連携手法の導入可能性などを検討し、経営努力を続けていきます。

4. 附属資料（経営戦略様式）

(税抜、単位：千円、%)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
		(決算)	(決算見込)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
収益	1. 営業	2,710,959	2,678,028	2,687,915	2,604,196	2,566,350	2,528,635	2,489,986	2,459,922	2,435,851	2,410,874	2,390,215	2,368,882
	(1) 売上	1,796,303	1,712,963	1,694,545	1,699,182	1,686,364	1,667,273	1,650,000	1,638,636	1,618,182	1,602,727	1,588,182	1,572,727
	(2) 受託工事の収益	33,564	24,321	24,465	24,465	24,465	24,465	24,465	24,465	24,465	24,465	24,465	24,465
収益	2. 営業外	921,092	940,744	918,905	881,549	855,521	833,897	815,521	801,821	793,204	783,682	777,568	771,690
	(1) 補助金	1,140,949	1,158,801	1,050,013	1,051,293	1,050,200	1,047,763	1,046,253	1,044,999	1,043,624	1,038,462	1,033,760	1,030,747
	(2) 補助金	196,383	203,845	101,915	94,558	88,559	85,225	83,979	84,444	85,358	86,191	87,157	88,165
収益	3. 長期前受金の収入	877,659	879,521	889,033	898,040	903,054	904,005	903,785	901,510	899,857	893,875	888,218	884,705
	(1) 長期前受金の収入	66,907	75,435	59,065	58,695	58,587	58,533	58,489	58,445	58,409	58,366	58,323	58,277
	(2) 長期前受金の収入	3,851,908	3,836,829	3,687,928	3,655,469	3,616,550	3,575,398	3,536,296	3,504,321	3,479,475	3,449,336	3,423,975	3,399,629
支出	1. 営業	2,911,229	3,014,052	3,046,430	3,046,641	3,062,532	3,075,329	3,072,748	3,070,626	3,076,316	3,065,079	3,060,669	3,054,603
	(1) 給与	75,275	75,755	75,755	75,755	75,755	75,755	75,755	75,755	75,755	75,755	75,755	75,755
	(2) 基本給	35,059	32,644	32,644	32,644	32,644	32,644	32,644	32,644	32,644	32,644	32,644	32,644
支出	2. 営業外	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329
	(1) 支払利息	729,555	618,982	510,486	419,245	340,279	274,171	230,645	198,289	172,045	154,707	139,855	128,911
	(2) 支払利息	10,466	20,224	35,084	26,593	14,944	15,542	15,115	15,542	15,858	16,062	16,429	16,737
支出	3. 減価償却	3,651,250	3,653,258	3,592,000	3,492,479	3,420,639	3,364,444	3,318,508	3,284,444	3,284,219	3,235,848	3,216,953	3,200,251
	(1) 減価償却	200,658	183,571	95,928	163,010	195,911	208,954	217,731	219,664	215,256	213,488	207,022	199,378
	(2) 減価償却	12,622	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金又は繰越利益剰余金	(E)+(H)	188,036	371,607	467,535	630,545	826,456	1,035,410	1,253,141	1,473,005	1,688,261	1,901,749	2,108,771	2,308,149
	(I)	984,320	1,058,299	1,143,424	1,304,081	1,497,167	1,702,990	1,918,025	2,139,574	2,349,027	2,560,328	2,765,511	2,963,122
	(J)	279,455	278,361	267,528	265,205	262,380	259,249	256,553	254,238	252,435	250,248	248,409	246,642
負債	(K)	4,456,908	4,363,297	4,082,489	3,666,424	3,831,281	2,524,408	3,230,130	2,212,146	2,066,037	1,846,781	1,635,438	1,526,048
	(L)	3,906,183	3,819,383	3,875,021	3,464,704	2,633,711	2,330,083	3,038,459	2,022,441	1,877,501	1,659,884	1,449,632	1,341,207
	(M)	543,615	543,914	207,468	201,720	197,570	194,325	191,671	189,705	188,536	186,897	185,806	184,841
繰上償還	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第15条第1項により算定した	(A)-(B)	2,677,395	2,653,707	2,613,450	2,579,731	2,541,885	2,501,170	2,465,521	2,435,457	2,411,386	2,386,409	2,365,750	2,344,417
	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(N)	413,595	514,385	935,956	1,102,361	1,299,597	1,508,665	1,726,354	1,945,869	2,160,491	2,373,431	2,579,705	2,778,281
健全化法施行令第16条により算定した	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(P)	2,677,395	2,653,707	2,613,450	2,579,731	2,541,885	2,501,170	2,465,521	2,435,457	2,411,386	2,386,409	2,365,750	2,344,417
	(Q)	15,4	19,4	35,8	42,7	51,1	60,3	70,0	79,9	89,6	99,5	109,0	118,5
健全化法施行令第17条により算定した	(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第22条により算定した	(U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(税引、単位：千円)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
		2017年度 (決算)	2018年度 (決算見込)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
資本的収入	1. 企業標準化費	1,985,300	2,115,900	2,516,500	2,245,300	1,485,100	482,000	272,400	1,013,500	273,400	273,600	277,500	277,500
	うち資本費平準化費	1,855,300	1,818,500	1,625,000	1,596,000	1,078,100	200,000	0	0	733,700	0	0	0
資本的収入	2. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	367,356	415,520	509,094	552,839	630,081	675,094	634,485	623,874	459,120	373,931	245,563	123,612
資本的収入	4. 他会計負担金	464,025	468,445	506,518	537,828	557,997	553,104	488,511	473,679	354,942	294,981	204,755	118,499
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	6. 国(都道府県)補助金	128,100	281,000	566,000	366,000	112,000	52,000	52,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	8. 工事負担金	94,867	258,500	75,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	24,489	14,422	11,357	5,591	4,466	4,172	4,175	4,141	3,426	3,436	3,166	3,174
資本的収入	計	3,064,137	3,553,787	4,184,669	3,707,158	2,789,664	1,766,370	1,451,571	2,165,194	1,140,888	985,948	780,984	572,785
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	1. 建設改良費	3,064,137	3,553,787	4,184,669	3,707,158	2,789,664	1,766,370	1,451,571	2,165,194	1,140,888	985,948	780,984	572,785
	うち職員給与	402,968	901,741	1,568,142	1,050,742	554,442	369,442	359,842	365,242	358,842	359,042	362,942	362,942
資本的支出	2. 企業債償還金	21,820	27,733	27,733	27,733	27,733	27,733	27,733	27,733	27,733	27,733	27,733	27,733
	3. 他会計長期借入返還金	3,920,549	3,940,109	3,819,383	3,875,021	3,484,704	2,633,711	2,330,083	3,038,459	2,022,441	1,877,501	1,659,884	1,449,632
資本的支出	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	6,874	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
資本的支出	計	4,923,515	4,848,724	5,390,025	4,928,263	4,021,646	3,005,653	2,692,425	3,406,201	2,383,783	2,239,043	2,025,326	1,815,074
	(D)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	1,259,378	1,294,937	1,205,356	1,221,105	1,231,982	1,239,283	1,240,854	1,241,007	1,242,895	1,243,095	1,244,342	1,242,289
補填財源	1. 繰越剰余金	1,100,000	1,294,937	1,205,356	1,221,105	1,231,982	1,239,283	1,240,854	1,241,007	1,242,895	1,243,095	1,244,342	1,242,289
	2. 繰越工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補填財源	3. 繰越金	159,378	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補填財源	計	1,259,378	1,294,937	1,205,356	1,221,105	1,231,982	1,239,283	1,240,854	1,241,007	1,242,895	1,243,095	1,244,342	1,242,289
	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債	計	30,716,853	28,892,644	27,589,761	25,860,040	23,980,436	21,828,725	19,771,042	17,746,083	15,997,042	14,383,141	13,010,757	11,838,625
	(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○他会計繰入金

区分	年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
		2017年度 (決算)	2018年度 (決算見込)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
収益的収入	1. うち基準内繰入金	1,116,621	1,143,864	1,020,820	976,107	944,080	919,122	899,500	886,265	878,562	869,873	864,725	859,855
	2. うち基準外繰入金	1,116,621	1,143,864	1,020,820	976,107	944,080	919,122	899,500	886,265	878,562	869,873	864,725	859,855
資本的収入	計	831,381	883,965	1,015,612	1,090,267	1,188,078	1,228,198	1,122,996	1,097,553	814,062	668,912	450,318	242,111
	うち基準内繰入金	464,025	468,445	506,518	537,828	557,997	553,104	488,511	473,679	354,942	294,981	204,755	118,499
合計	計	367,356	415,520	509,094	552,839	630,081	675,094	634,485	623,874	459,120	373,931	245,563	123,612
	うち基準外繰入金	1,946,002	2,027,829	2,036,432	2,066,374	2,132,158	2,147,320	2,022,496	1,983,818	1,692,624	1,538,785	1,315,043	1,101,866

5. 資料編（用語集）

雨水整備（P.1）

雨水を流すための下水道管渠を整備すること。

経営戦略（P.1）

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画となっている。

行政区域内人口（P.1）

本市に住民票の登録のある人口のこと。

処理区域内人口（P.1）

下水道（合流、分流汚水）が使える区域内の人口。

下水道人口普及率（P.1）

行政区域内人口に対する下水道を利用できる人の割合のことで、下水道がどのくらい普及しているかを示す指標。

水洗便所設置済人口（P.1）

水洗便所を利用し、公共下水道に接続している人口。

水洗化率（P.1）

処理区域内人口に対する、水洗便所を利用し、公共下水道に接続している人口の割合。

こうえいきぎょうかいけい
公営企業会計 (P.1)

地方公営企業法の財務規定などの適用を行い、建設に係る経理と管理運営に係る経理の分離、発生主義の経理による期間損益計算の導入や複式簿記を採用すること。これにより、事業の財政状態や経営状況を明確化することができる。

かんろしせつ
管路施設 (P.1)

下水道の根幹をなすものであり、管渠、マンホール、吐口、ます、取付け管などの総称。

かいちくこうしん
改築更新 (P.1)

改築：施設の全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。
更新：耐用年数に達した施設や設備について再建設あるいは取り替えを行うこと。

こうきょうげすいどう
公共下水道 (P.1)

市街地における下水を排除し、又は処理するために市町村が管理する下水道で終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもの。生活排水の他、産業排水や雨水も対象としている。

しんげすいどう
新下水道ビジョン (P.2)

下水道の使命、長期ビジョンと各主体の役割を示した「下水道の使命と長期ビジョン」と、長期ビジョンを実現するために今後 10 年程度の目標及び具体的な施策を示した「下水道長期ビジョン実現に向けた中期計画」を掲げるもので、下水道政策研究委員会の審議を経て、国土交通省が 2014 (平成 26) 年 7 月に策定・公表している。

おすいせいび
汚水整備 (P.4)

汚水を流すための下水道管渠を整備すること。

がいせい
概成 (P.4)

ほぼ完成していること。

げすいどうしやうりやう
下水道使用料 (P.4)

下水道の維持管理費の経費に充てるため、地方公共団体が条例に基づき下水道使用者から徴収する使用料。水量に応じて徴収される。

おすい
汚水 (P.4)

一般家庭、事業所、工場などから生活、営業並びに生産活動によって排出される排水のこと。

ゆうしゆうすいりやう
有収水量 (P.4)

下水道で処理した汚水などのうち、下水道使用料収入の対象となる排水量のこと。

ごうりゆうくいき
合流区域 (P.4)

合流式下水道で処理を行う区域のこと。

こうきやうげすいどうじぎやう
公共下水道事業 (P.6)

主として市街地における下水を排除する下水道で、市町村が建設し、管理している。終末処理場を有するものを「単独公共下水道」、終末処理場を有せず流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」と呼んでいる。

げすいしやうりじやう
下水処理場 (P.6)

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。

ぜんたいけいかく
全体計画 (P.6)

下水道で整備すると定めた区域について、計画フレームを設定し、幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の根幹的施設について、ルートや主要施設の能力の検討、施設計画等を行う。

じぎやうけいかく
事業計画 (P.6)

全体計画に定められた計画を実施するための年次ごとに定められた計画。

しよりくいき
処理区域 (P.7)

下水道（合流、分流汚水）が使える区域。

はいすいくいき
排水区域 (P.8)

下水道（分流雨水）が使える区域。

かんきよ
管渠 (P.9)

下水を収集し、排除するための施設で、合流管渠、汚水管渠、雨水管渠、水路の総称。

きょうようかいし
供用開始 (P.9)

下水道が使用可能になった状態のこと。

しゅよう かんきよ
主要な管渠 (P.9)

当該管渠の下水を集める（流す）面積が 20ha 以上の下水道管渠のこと。

テレビ ちょうさ
TVカメラ調査 (P.9)

管渠内に TV カメラを入れ、主に老朽化した管渠を重点的に腐食、破損、クラックなどの劣化状況、浸水状況、管渠の上下のたるみ、堆積物などの有無を把握する調査のこと。

しゅうぜん
修繕 (P.9)

施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替えなどにより修復すること。

きんきゅうど
緊急度 (P.11)

施設の状態を段階別に区分して、施設を改築更新する緊急性をランク分けしたもの。

しんにゅうすい
浸入水 (P.11)

下水道管渠内に、下水以外の雨水、地下水など、管渠の継手部、マンホールの蓋穴などから浸入してくる水。

ストックマネジメント^{けいかく}計画 (P.11)

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。具体的には、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。

地方公営企業法の適用^{ちほうこうえいきぎょうほう てきよう} ※地方公営企業法を適用 (P.16)

地方公営企業法の財務規定などの適用を行い、建設に係る経理と管理運営に係る経理の分離、発生主義の経理による期間損益計算の導入や複式簿記を採用すること。これにより、事業の財政状態や経営状況を明確化することができる。

官庁会計^{かんちょうかいけい} (P.16)

経理方式の一つであり、国や地方公共団体の一般会計などで行われている方式。現金の移動（収入と支出）を整理するものであり、資産や債権債務の変動は表現できない。

複式簿記^{ふくしきぼき} (P.16)

ひとつの取引によって生じる価値の増加と他の価値の減少の両面を記帳する簿記法。例えば物品購入の場合、物品の増加と現金の減少が各々記帳される。資産や債権債務の変動を管理できる。

損益計算書^{そんえきけいさんしょ} (P.16)

年度毎の公営企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生の由来を評した報告書のこと。

貸借対照表^{たいしゃくたいしょうひょう} (P.16)

公営企業の財政状態を明らかにするため、一定の時点において当該公営企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書のこと。

経営分析指標^{けいえいぶんせきしひょう} (P.16)

企業の安定性、収益性、生産性などに関する指標で経営状況が数値化により客観的に把握できる。

しゅうえきてきしゅうし
収益的収支 (P.17)

事業の管理運営に伴って発生する収入とこれに対応する支出のこと。

げんかしょうきやくひ
減価償却費 (P.17)

最短 2 年以上の長期間にわたって使用できる固定資産の取得に要した支出を、その取得年度には全額を支出費用とはせずに、取得資産の耐用年数の間に少しずつ費用化していく会計処理のことで、企業会計特有の概念。

りゅういきげすいどう
流域下水道 (P.17)

都道府県が管理する下水道で、2 以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有するもの。

りゅういきげすいどうかんりひ
流域下水道管理費 (P.17)

流域下水道の維持管理費の一部を、関連する各市町村が分担して負担する金銭のこと。これらの負担金を流域下水道に支払うことで、流域下水道を使用する権利が得られる。

きぎょうさい
企業債 (P.17)

下水道管の整備など、建設改良費などの財源として借り入れる借入金のこと。

ちようきまえうけきんもどしいれ
長期前受金戻入 (P.17)

固定資産取得の財源となった国庫補助金、負担金など外部からもらった金銭について、減価償却に見合った額を収益化した会計処理上の収益のこと。

しほんてきしゅうし
資本的収支 (P.18)

施設などの建設改良および企業債の元金償還に関する収入および支出のこと。

しょうかん
償還 (P.18)

施設の建設時などに国や金融機関など外部から調達（借入）した金銭を債権者に対して返済すること。

しほんひへいじゅんかさい
資本費平準化債 (P.18)

資金不足を補うための借入制度。この制度により施設の利用期間で企業債の償還額を平準化させ、利用者負担の世代間不公平を軽減させることができる。

そんえきかんじょうりゆうほしきん
損益勘定留保資金 (P.18)

減価償却費や資産減耗費などは、過去に支出した建設費を費用化したものであり、その年度に現金の支出はない。したがって、その金額分は黒字経営である限り、確実に現金として公営企業内に留保されることになり、これを損益勘定留保資金（内部留保資金）という。

この損益勘定留保資金があることにより、将来施設が使用に耐えられなくなり、施設を更新しなければならなくなったときの財源が確保されることになる。

くりいれ
繰入 (P.18)

他会計より資金を繰り入れること。(例 一般会計繰入金：市の会計には一般会計と特別会計があり、特別会計は特定の事業の収入をその事業の支出に充てる会計で、一般会計とは切り離して考える。一般会計繰入金とは特別会計の財源として、一般会計から繰り入れる資金のこと。)

けんせつかいりょうひ
建設改良費 (P.18)

固定資産の取得、機能を高めるもの、あるいは当該資産の耐用年数を延長させるための費用。

こっこほじょきん
国庫補助金 (P.18)

下水道事業の財源として、法令に基づき国から補助される資金。

きじゅんがいくりいれ
基準外繰入 (P.18)

一般会計繰入金は下水道事業のために繰り入れられる資金のことであり、「基準内繰入金」と「基準外繰入金」がある。「基準外繰入金」は、独立採算制の原則に基づき一般会計で負担すべき経費とされている「基準内繰入金」では賄えない分を、赤字補填として繰り入れることである。

はいすいせつび
排水設備 (P.22)

汚水を公共下水道に流出させるために必要な排水管、その他の排水施設で、土地、建物などの所有者および管理者が設置するもの。

じゆえきしゃふたんきん
受益者負担金 (P.22)

特定の公共下水道事業に必要な経費に充てるため、下水道から恩恵を受ける市民が一定限度内で負担する金銭。

ゆうしゆすいりようみつど
有収水量密度 (P.23)

地理的条件別分類の基準となる指標で、商業施設や事業所等の立地状況も含めた地理的条件を表す指標。

けいじようしゆうしひりつ
経常収支比率 (P.24)

下水道使用料収入や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標。

いじかんりひ
維持管理費 (P.25)

日常の下水道施設の維持管理に要する費用のこと。具体的には、人件費、委託料、施設補修費、管渠清掃費などで構成される。

えいぎようしゆうえき
営業収益 (P.26)

地方公共団体の主たる営業活動から生じる収益のこと。

えいぎようがいしゆうえき
営業外収益 (P.26)

金融財務活動その他主たる営業活動以外の原因から生じる収益のこと。

けいひかいしゆりつ
経費回収率 (P.26)

汚水処理に要する費用を下水道使用料によってどれくらい回収できているかを示す割合で経営的には数値が高い方が望ましい。

おすいしゆりひ
汚水処理費 (P.26)

汚水処理に要した費用のことであり、維持管理費と資本費に分けられる。

おすいしよりげんか
汚水処理原価 (P.26)

有収水量 1m^3 あたりの汚水処理費用のこと。
汚水処理原価 (円/ m^3) = 汚水処理費 ÷ 有収水量

かんみんれんけいしゆほう
官民連携手法 (P.30)

官民連携は公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法のこと。

うすいめんせきせいびりつ
雨水面積整備率 (P.31)

雨水を流すための下水道管渠を整備する計画が立てられている区域の面積のうち、既に整備が完了している区域の面積の割合のことで、雨水整備がどのくらい進んでいるかを示す指標。

ひょうじゆんたいようねんすう
標準耐用年数 (P.33)

本来の用途に使用できると思われる推定年数であり、実際に使用できる期間ではない。下水道では国からの通知により設定されている。なお、標準耐用年数や法定耐用年数、目標耐用年数などがある。

しがいかちようせいくいき
市街化調整区域 (P.35)

無秩序な開発とならないよう市街化を抑制し、人が住むためのまちづくりを行う予定のない区域であり、市が決定する。

りんじざいせいとくれいさい
臨時財政特例債 (P.38)

地方債の一種であり、昭和 60 (1985) 年度から平成 4 (1992) 年度の間における暫定措置としての投資的経費に係る国庫補助負担率引き下げに伴い、その対象事業の補助率差相当額として許可された地方債である。

みしよぶんりえきじょうよきん
未処分利益剰余金 (P.41)

地方公営企業の毎年計上する利益が蓄積することで生じる剰余金のこと。



摂津市下水道事業経営戦略

発行日 令和元（2019）年7月

発行
編集 摂津市上下水道部
摂津市上下水道部経営企画課
〒566-8555
摂津市三島一丁目1番10号
TEL 06-6383-1525
FAX 06-6319-4435
<https://www.city.settsu.osaka.jp/suidou/>

